

岩見沢市水道事業 標準仕様書

(令和7年度改定版)

岩見沢市水道部

目 次

第1章 総則

1-1 総則	1
1-1-1 適用	1
1-1-2 設計図書の照査等	1
1-1-3 工事工程表	2
1-1-4 施工計画書	2
1-1-5 契約図書に基づく処理方法	3
1-1-6 コリンズへの登録	3
1-1-7 工事用地等の使用	3
1-1-8 工事の下請負	4
1-1-9 施工体制台帳及び施工体系図	4
1-1-10 受注者相互の協力	5
1-1-11 調査・試験に対する協力	5
1-1-12 建設副産物	6
1-1-13 工事監督員による検査（確認を含む）及び立会等	7
1-1-14 施工管理	9
1-1-15 履行報告	9
1-1-16 工事中の安全確保	9
1-1-17 爆発及び火災の防止	11
1-1-18 跡片付け	12
1-1-19 事故報告	12
1-1-20 官公庁等への手続き等	12
1-1-21 社内検査	13
1-1-22 排出ガス対策型建設機械（排対機械）の使用について	14
1-1-23 鉛新侵出基準の適用について	14
1-1-24 標準仕様書、標準図について	14
1-1-25 概数発注について	15
1-1-26 仕切弁の位置（座標）及び標高の調査について	15
1-1-27 用地境界杭の確認について	15
1-1-28 下請負等における市内業者の活用促進について	16
1-1-29 その他一般事項	16

第2章 管布設工

2-1 管布設工一般	17
2-1-1 施工一般	17
2-1-2 試掘調査	18
2-1-3 配管技能者	19
2-1-4 管の据え付け	19
2-1-5 フランジ継手の接合	20
2-1-6 管の切断	20
2-1-7 既設管との連絡	21
2-1-8 既設管の撤去	22
2-1-9 不断水連絡工	22
2-1-10 離脱防止金具取付工	22
2-1-11 水圧試験・水質試験	23
2-1-12 管明示テープ	23
2-1-13 埋設シート	24
2-1-14 ポリスリーブ（ポリ管用浸透防止スリーブ）	24
2-2 ダクタイル鋳鉄管の施工	25
2-2-1 一般事項	25
2-2-2 ダクタイル鋳鉄管の取扱及び保管	25
2-2-3 ダクタイル鋳鉄管の切断	26
2-2-4 継手用滑剤	26
2-2-5 K形ダクタイル鋳鉄管の接合・切断加工	26
2-2-6 T形ダクタイル鋳鉄管の接合・切断加工	26
2-2-7 NS形ダクタイル鋳鉄管の接合・切断加工	26
2-2-8 GX形ダクタイル鋳鉄管の接合・切断加工	27
2-3 水道配水用ポリエチレン管の施工	27
2-3-1 使用材料	27
2-3-2 水道配水用ポリエチレン管の取扱及び保管	27
2-3-3 管及び継手の施工	27
2-3-4 接合工具	28
2-3-5 水道配水用ポリエチレン管の切断	28
2-3-6 融着	28

2-4	水道用ポリエチレン二層管の施工	28
2-4-1	ポリエチレン管の取扱及び保管	28
2-4-2	冷間接合	28

2-5	塩化ビニル管（塩ビ管）の施工	29
2-5-1	塩ビ管の取扱及び保管	29
2-5-2	T S 接合	29
2-5-3	ゴム輪形接合	30
2-5-4	異種管接合	30
2-5-5	塩ビ管の切断	30

2-6	仕切弁等付属設備設置工	30
2-6-1	一般事項	30
2-6-2	弁類の取扱及び保管	31
2-6-3	仕切弁設置工	31
2-6-4	空気弁設置工	31
2-6-5	排泥柵設置工	32
2-6-6	仕切弁標識設置工	32

第3章 土工及び付帯工

3-1	管路土工	33
3-1-1	適用	33
3-1-2	掘削工	33
3-1-3	舗装版掘削工	34
3-1-4	残土処理工	34
3-1-5	埋戻し工	34

3-2	付帯工	35
3-2-1	舗装撤去工	35
3-2-2	路床路盤工	35
3-2-3	舗装仮復旧工	36
3-2-4	舗装本復旧工	36
3-2-5	芝付工	36
3-2-6	コンクリート工	37

3-3	仮設工	37
3-3-1	土留仮設工	37

第4章 施工管理基準

4－1 施工管理基準	38
4－1－1 施工管理一般	38
4－1－2 出来形管理基準及び規格値	38
4－2 写真撮影要領	42
4－2－1 写真撮影要領	42
4－2－2 撮影にあたっての注意事項	44
4－3 成果品一覧表	45
4－3－1 成果品一覧	45
4－3－2 成果品作成にあたっての注意事項	46
4－4 施工計画書作成要領	50
4－4－1 施工計画書作成要領	50
一般的な配水管布設工事のフロー（参考）	53

第1章 総則

1-1 総則

1-1-1 適用

- 1 岩見沢市水道事業標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、岩見沢市の発注する水道工事、その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 2 受注者は、標準仕様書の適用については、岩見沢市請負工事監督要領及び岩見沢市請負工事検査要領に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。
また、これら監督、検査（完成検査、出来形部分検査等）については、地方自治法第234条の2に基づくものであることを認識しなければならない。
- 3 契約図書は相互に補完し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 4 契約書、特記仕様書、図面、標準仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は工事監督員に確認して指示を受けなければならない。
- 5 受注者は、信義に従って誠実に工事を履行し、工事監督員の指示がない限り工事を継続しなければならない。
- 6 本標準仕様書で適用すべきとされている基準類が改定された場合には、それに従うものとする。
- 7 「岩見沢市における週休2日工事の取り扱いについて」に従うものとする。

1-1-2 設計図書の照査等

- 1 各種の基準類等、市販・公開されているものについては受注者の負担において備えなければならない。
- 2 受注者は、「設計図書の照査ガイドライン」を参考に、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第17条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、工事監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は工事監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は、これに従わなければならない。

1-1-3 工事工程表

- 1 受注者は、契約書第4条に従って「工程表」を、工事内容に応じて作成し、工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。

1-1-4 施工計画書

- 1 受注者は、受注後速やかに（工事着手日より14日以内）工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を工事監督員に提出しなければならない。また、受注者は施工計画書を遵守し、工事の施工に当たらなければならない。

※GW,お盆、年末年始等長期連休の場合は監督員と協議とする。

- 2 この場合、施工計画書に次の事項について最低限記載するとともに、各現場に応じたものを作成すること。工事監督員が記載された事項以外の内容について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、分水栓取替工事等小規模な工事においては、工事監督員の承諾を得たうえで、記載を省略することができるものとする。

なお、詳細については「施工計画書作成要領」を参考にすること。

- (1) 工事概要
 - (2) 計画工程表（計画工程表・労務計画・機械使用計画）
 - (3) 現場組織表（施工体系図 施工体制台帳1・2・3 下請負契約書 作業員名簿の写しを含む）
 - (4) 主要資材
 - (5) 施工方法
 - (6) 施工管理計画（工事監督員の立会、段階確認の内容及び時期、品質、出来形、写真管理等を含む）
 - (7) 緊急時の体制及び対応
 - (8) 安全管理（安全訓練等の実施計画、環境対策等を含む）
 - (9) 交通管理（交通規制、過積載防止対策等）
 - (10) 現場作業環境の整備（現場事務所や資材置場、仮設トイレの設置等）
 - (11) 残土処分計画
 - (12) 建設副産物の適正処理計画
 - (13) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書
 - (14) 社内検査
 - (15) 許可書類等の写し（公官庁への手続き、地元周知）
 - (16) その他（創意工夫・必要事項等）
- 3 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しなければならない。ただし、変更内容が数量のわずかな増減等の軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合は、その都度の提出を省略できるものとし、後日の提出でよいものとする。

- 4 工事監督員が指示した事項については、受注者は、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

1-1-5 契約図書に基づく処理方法

受注者及び工事監督員は、契約図書に示された指示、承諾、協議、検査及び確認等については、工事施工協議簿で行わなければならない。なお、工事施工協議簿については、双方が署名又は押印したものの原本を発注者が保管し、複製を受注者が保管するものとする。

また、施工に関する事項は、着手前に施工協議簿を提出し、監督員及び主任監督員の承諾を得ること。

1-1-6 コリنزへの登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリنز）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に、工事实績情報を「登録のための確認のお願い」により工事監督員の確認（記名・押印）を受けた上、受注時は工期の始期後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下、閉庁日という。）を除き10日以内に、登録内容の変更（「工期」「技術者（現場代理人、主任技術者、管理技術者）」の変更）時は変更があった日から閉庁日を除き10日以内に、完成時は工事完成検査合格後、閉庁日を除き10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。

「登録のための確認のお願い」については、工事監督員が記名・押印した原本を受注者が保管し、複製を発注者が保管するものとする。

また、登録が完了した際には、登録機関発行の「登録内容確認書」をダウンロードし、速やかに工事監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする（金額のみの変更については、変更申請は不要）。

上記の登録先アドレス：corins@city.iwamizawa.lg.jp

1-1-7 工事用地等の使用

- 1 受注者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。
- 2 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。

- 3 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。なお、契約手続きは全て書面で行うものとする。
- 4 受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は設計図書の定め又は工事監督員の指示に従い復旧のうえ、直ちに発注者に返還しなければならない。工事の途中において発注者が返還を要求したときも同様とする。
- 5 発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは、受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

1-1-8 工事の下請負

- 1 受注者は、工事を下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
 - (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
 - (2) 受注者が岩見沢市の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中ではないこと。
 - (3) 受注者が工事費等を支払う場合は、できるだけ現金払いとし、手形払いをする場合は当該手形期間を短くするなど、受注者などの利益を保護するよう努めるものとする。

1-1-9 施工体制台帳及び施工体系図

- 1 受注者は、工事を施工するために締結した工事1件の請負代金額が200万円以上になるときは、国土交通省令及び「施工体制台帳の活用に関する取扱いについて」（平成18年3月9日付け建情第1428号、最終改正：平成31年4月15日付け建管第132号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、第1項に該当しない場合であっても、施工体制の一層の適正化を図るため、工事1件の請負代金額が200万円未満の工事であっても下請契約を締結する場合には、国土交通省令及び「施工体制台帳の活用に関する取扱いについて」（平成18年3月9日付け建情第1428号、最終改正：平成31年4月15日付け建管第132号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。

- 3 第1項及び第2項に該当する受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳の活用に関する取扱いについて」（平成18年3月9日付け建情第1428号 最終改正：平成31年4月15日付建管第132号）に従って、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。
- 4 第1項及び第2項に該当する受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。
- 5 受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負人を含む）及び受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。
- 6 第1項から第4項にある、工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない書類とは、施工計画書に添付することとしている次の書類を指す。
 - (1) 施工体系図
 - (2) 施工体制台帳1・2・3
 - (3) 下請負契約書の写し
 - (4) 作業員名簿

1-1-10 受注者相互の協力

受注者は、契約書第3条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。また、関連のある電力、通信、ガス、水道施設等の工事及び地方公共団体等が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力することとし、協議事項に関して記録を残し、監督員に提出すること。

1-1-11 調査・試験に対する協力

- 1 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対し、工事監督員の指示によりこれに協力しなければならない。
- 2 受注者は、当該工事が公共事業労務調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても、同様とする。
 - (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
 - (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。

- (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。
- (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の受注者を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

3 受注者は、岩見沢市が発注する公共工事現場での軽油引取税の燃料抜取調査（地方税法第144条の11）が実施される場合には、これに協力しなければならない。

1-1-1-2 建設副産物

- 1 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、「再生資源の利用の促進について」（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、「建設汚泥の再利用に関するガイドライン」（国土交通省事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設廃棄物の発生抑制、再生利用の促進及び再生骨材の活用を図らなければならない。
- 2 受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）により、適正に処理するとともに産業廃棄物管理票（紙マニフェスト又は電子マニフェスト）を交付し、適正に管理しなければならない。
- 3 受注者は、特定建設資材を使用した工作物の解体について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）により実施しなければならない。また、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、建設リサイクル法により適正に再資源化等を行わなければならない。
- 4 受注者は、「建設リサイクル法」に基づく特定建設資材（新材又は再生材）、土砂（新材又は再生材）、砕石（新材又は再生材）、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システムにより「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、施工計画書に含め、工事監督員に提出し、その内容を説明しなければならない。
- 5 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材（木材製品等）、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト（飛散型）等を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システムにより「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め、工事監督員に提出し、その内容を説明しなければならない。

6 受注者は、発注者から請求があったときは、計画の実施状況を発注者に報告しなければならない。

7 受注者は、工事完成後、建設廃棄物の処理の実施状況を把握し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を建設副産物に係る情報入力システムにより作成し、工事監督員に提出するとともに5年間保管しなければならない。

※ 建設副産物に係る情報入力システムとは、一般社団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム（COBRIS）等とする。これにより難しい場合、国土交通省が提供するE x c e l形式の様式を活用する。

工事完成時に電子メールに工事番号・工事名・受注者・担当者名を明記しE x c e lデータを添付の上、下記アドレスに送信すること。

なお、COBRISにより作成した場合は、本文に「COBRISにより作成」と明記し、添付ファイルは不要である。

送信先アドレス：credas@city.iwamizawa.lg.jp

8 特定建設資材を使用し、かつ請負金額が500万円以上の工事は建設リサイクル法の対象工事となる。

なお、特定建設資材とはアスファルトコンクリート、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材のことをいう。

9 建設リサイクル法の対象外の工事とは、契約書等書類上及び各費用の見積作成等の諸手続の必要がなくなるだけであり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施については義務づけられている。

1-1-13 工事監督員による検査（確認を含む）及び立会等

1 受注者は、契約図書において工事監督員の立会のうえ施工するものと指定された事項については、あらかじめ別に定める立会願を工事監督員に提出しなければならない。

2 工事監督員は、工事が契約図書どおり行われているかどうかの確認をするために、工事現場又は製作工場に立ち入り、立会し、又資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

3 受注者は、工事監督員による検査（確認を含む）及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供、写真その他資料について自らの費用で整備するものとする。なお、工事監督員が製作工場において検査（確認を含む）及び立会を行う場合、受注者は、監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

- 4 工事監督員による検査（確認を含む）及び立会の時間は、発注者の勤務時間内とする。
ただし、やむを得ない理由があると工事監督員が認めた場合は、この限りではない。
- 5 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。
- (1) 受注者は、表 1－1 に示す確認時期においては、段階確認を受けなければならない。
また、契約図書において工事監督員の確認後施工するものと指定された事項においても同様とすること。
 - (2) 受注者は、あらかじめ別に定める段階確認願により、工事監督員に提出しなければならない。
 - (3) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、確認した箇所に係わる工事監督員の押印された書面を保管し、検査時に提出しなければならない。
 - (4) 受注者は、工事監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。
- 6 工事監督員は、契約図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。
この場合において、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を整備し、工事監督員にこれらを提示し、確認を受けなければならない。

表 1－1

種 別	確 認 時 期
丁張検査	着工前
資材検収	着工前
不断水連絡工（水圧試験）	実施毎
チェックシートによる配管及び接合の確認	排泥作業前
水圧試験	管洗浄後
水質検査	水圧試験後
完了検査（現場・書類）	工事完了後（主任監督員も同様）
北海道土木工事共通仕様書記載の段階確認	段階確認一覧表の記載による
その他	工事監督員からの指示による

1-1-14 施工管理

- 1 受注者は、施工計画書に示した作業手順に従って施工し、施工管理を行わなければならない。
- 2 受注者は、契約図書に適合する工事を施工するために、施工管理体制を確立しなければならない。
- 3 受注者は、岩見沢市水道課が定める施工管理基準により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時に提出しなければならない。ただし、それ以外で工事監督員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。なお、施工管理基準が定められていない工種については、工事監督員と協議のうえ、施工管理を行うものとする。

1-1-15 履行報告

受注者は、履行状況を所定の様式に基づき作成し、工事監督員に提出するものとする。
毎月初めに(月初めが閉庁日の場合は最初の開庁日)計画を提出し、10日ごとに実施を提出すること。

1-1-16 工事中の安全確保

- 1 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達、平成29年3月）及び建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。
- 2 受注者は、工事施工中、工事監督員の承諾及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
- 3 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、令和元年9月2日）を参考にして災害の防止を図らなければならない。
- 4 土木工事に使用する建設機械の選定、使用等については、設計図書により建設機械が指定されている場合には、受注者は、これに適合した建設機械を使用しなければならない。
ただし、受注者は、より条件に合った建設機械がある場合には、工事監督員の承諾を得て、それを使用することができる。

- 5 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
- 6 受注者は、豪雨、出水、土石流その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため、防災体制を確立しておかなくてはならない。
- 7 受注者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入りを禁止する場合は板囲、ロープ等により囲うとともに、立入り禁止の標示をしなければならない。
- 8 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。
- 9 受注者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。
- 10 受注者は、土木請負工事における安全・訓練等の実施について（建設大臣官房技術調査室長通達平成4年3月19日）及び建設工事の安全対策に関する処置について（建設大臣官房技術調査室長通達平成4年4月14日）を参考にして、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、施工計画書に当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、工事監督員に提出するとともに、その実施状況を記録した資料を整備・保管し、工事監督員の請求があった場合は直ちに提示すること。工事完成検査時においても同様とする。
 - (1) 安全活動のビデオ視聴覚資料による教育
 - (2) 当該工事内容の周知徹底
 - (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - (4) 当該工事における災害対策訓練
 - (5) 当該工事現場で予想される事故対策
 - (6) その他、安全・訓練等として必要な事項
- 11 受注者は、所轄警察署、消防署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、他埋設物管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。

- 1 2 受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、受注者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。
- 1 3 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成30年7月改正法律第78号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
- 1 4 受注者は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮のうえ施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に融雪、台風等の出水期の施工に当たっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。
- 1 5 災害発生時には、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとする。
- 1 6 受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し工事監督員に報告しなければならない。
- 1 7 受注者は、施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、工事監督員に報告し、その処置については各占有者の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。
- 1 8 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに工事監督員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。
- 1 9 受注者は、工事に当たっては、工事標識等を設置するものとする。

1-1-17 爆発及び火災の防止

- 1 受注者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合には関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 2 受注者は、火薬類を使用し工事を施工する場合は、使用に先立ち工事監督員に使用計画書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼してはならない。

- 4 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- 5 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- 6 現地に、火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。

1-1-18 跡片付け

受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け、かつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、検査に必要な足場、はしご等は、工事監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。なお、このための費用は受注者の負担とする。

1-1-19 事故報告

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに工事監督員に報告するとともに、所定の様式に基づき作成した報告書や関係書類等を工事監督員に速やかに提出しなければならない。これは、施工現場内のみではなく、工事に係わる全ての事象に該当する。

1-1-20 官公庁等への手続き等

- 1 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- 2 受注者は、工事施工に当たり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし、これにより難しい場合は工事監督員の指示を受けなければならない。
- 3 受注者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に工事監督員に報告しなければならない。
- 4 受注者は、諸手続きに係る許可、承諾等を得たときは、その写しを工事監督員に提出しなければならない。

- 5 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合は、これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合は、工事監督員に報告し、指示を受けなければならない。
- 6 受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 7 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。
- 8 受注者は、関係機関、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、工事監督員に事前報告のうえ、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。
- 9 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時工事監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1-1-2 1 社内検査

- 1 受注者は、工事の完成時、主要な施工の段階の区切り、さらには工事の重要な部分で工事完成後に手直し又は検査が困難となる箇所について自主的に社内検査を行い、その結果を工事監督員に報告しなければならない。
- 2 受注者は、施工計画書の作成時に社内検査員、検査箇所、検査数量等について計画し、工事監督員の確認を得るものとする。
- 3 社内検査員は、当該工事の現場代理人、主任技術者以外の者で受注者があらかじめ指定した資格（配管技工、配管技能士、管工事施工管理技士、土木施工管理技士それぞれ2級以上（1級土木施工管理技士補含む））もしくは実務経験10年以上にある者を原則とする。
- 4 社内検査結果は、検査状況写真を添付し、様式5 工事社内検査実施結果報告書で提出すること。

1-1-22 排出ガス対策型建設機械（排対機械）の使用について

- 1 工事においてブルドーザ、バックホウ、トラクタショベル、ホイールクレーン、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ、空気圧縮機及び発動発電機を使用する場合は、現場作業環境の改善、大気環境の保全を目的として排出ガス対策型建設機械（以下、排対機械）を使用することを原則とする。
- 2 排対機械を使用できない場合は、排出ガス浄化装置を装着した建設機械（以下、排対機械を含め、排対機械等）を使用することで排対機械と同等とみなす。
- 3 施工計画書には、重機の型式を記載し、排対機械等であることを明記すること。
- 4 施工現場において、排対機械等の使用を確認（指定ラベル）できる写真撮影を行い、工事写真帳に添付すること。
- 5 ただし、リース会社に在庫が無い、自社の建設機械を使用する、浄化装置を装着できない等の理由により排対機械等を使用できない場合は、理由書を工事監督員に提出すること。
なお、この場合においては設計変更の対象となる。

1-1-23 鉛新侵出基準の適用について

工事に使用する材料のうち銅合金製器具（継手、バルブ類等）については、「給水装置の構造及び材料の基準に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第138号、平成15年4月1日施行）」に基づく鉛新侵出基準に適合していること。

1-1-24 標準仕様書、標準図について

- 1 工事に際して、標準仕様書、標準図を熟知し施工に努めること。
- 2 疑問、不明点は必ず工事監督員に確認すること。
- 3 標準図の標準掘削幅は0.28及び0.45m3級バックホウによる。これによりがたい場合は別途、また、掘削幅の明記がある場合はそれを使用すること。施工計画書で確認すること。
- 4 工事に関する事項における工事監督員との確認（現場立会含む）事項については、工事施工協議簿を作成し、署名により工事監督員の確認を得ること。また、現地立会が必要な事項については、別に定める立会願及び段階確認願を提出すること。

1-1-25 概数発注について

- 仕様書（閲覧用設計書）の表紙に概（赤色）の記載がある工事は概数発注工事である。
概数発注工事とは既設管の位置、深度、給水引込箇所等の測量成果、現場調査等では把握しきれない不確定な工種についてのみ概算数量を用いて積算している工事である。
- 概数数量とは工事費内訳書の摘要欄に「概」と記して示した数量であり、必要に応じて設計変更する。
なお、設計上過大な出来高に対して変更するものではないことに留意すること。

1-1-26 仕切弁の位置（座標）及び標高の調査について

仕切弁設置後、仕切弁のキャップ・弁筐の座標（世界測地系）及び標高を調査し、『仕切弁の座標及び標高一覧表』を作成し、成果品として提出すること。

1-1-27 用地境界杭の確認について

- 宅地等の用地境界付近(1.5m以内)を掘削しなければならない場合は、土地所有者との紛争を防止するため、工事着手前に下記の内容について地番毎もしくは土地所有者毎に「用地境界杭施工前確認書」を作成し、工事監督員に提出すること。
なお、用地境界杭が当該箇所に設置されていない場合についても、その旨の確認書を作成すること。
- 工事完成後、「用地境界杭施工後確認書」を必ず提出すること。
- 第2項及び第3項に示した用地境界杭の確認とは、工事着手前における用地境界杭の有無の確認であり、また杭がある場合は、その杭の現況の位置を確認することであるため、登記上の境界を確認したことではないことに留意し、土地所有者の確認を得ること。
- 用地境界杭に関する書類は、下表のとおりに取りまとめ提出すること。
なお、提出は工事着手前（実作業前 起工測量は行っても良い）で、全ての地権者に確認を終えた時点とする。

用地境界杭に関する書類様式一覧

提出書類名	参考様式	適用
土地所有者一覧表	様式13 土地所有者一覧表	工事毎
位置図	様式14 位置図	〃
地番図	様式15 地番図	〃
用地境界杭施工前確認書	様式16-1 用地境界杭施工前確認書	地番もしくは土地所有者毎
用地境界杭施工後確認書	様式16-2 用地境界杭施工前確認書	地番もしくは土地所有者毎

- 5 土地所有者が市外にいるとき、所在が不明のとき、数人の共有名義であるとき等確認が困難な場合は、協議簿にその旨を記載し提出すること。

1-1-28 下請負等における市内業者の活用促進について

- 1 施工に際し下請発注する場合は、市内業者で可能なものについては、市内業者に優先して発注するよう努めること。なお、工事を下請発注する場合は、適正な価格で請け負わせ、また、下請代金を適正な期間内に支払うことなど、建設業法等の関連法令を遵守すること。
- 2 施工に必要な建設資材、建設機械等を購入又は借入れする場合は、できる限り市内業者から優先して調達するよう努めること。

1-1-29 その他一般事項

- 1 受注者は、工事着手前に地先町内会長及び近隣住民への挨拶を行うこと。
- 2 ゴミステーションのある路線は、事前に町内会と協議するとともにゴミ収集車の便宜を図ること。
- 3 原則として通水作業及び排泥作業は水道課職員立会のもと受注者が行うものとする。
簡易なもの（φ100mm以下）の排泥作業については水道課職員の立会は不要とする。
ただし、作業日時・手順等（ポンチ絵作成）について作業日の7日前に提出すること。
なお、通水前の水質検査については、簡易な場合でも工事監督員によって実施する。
- 4 赤水、濁水、空気の混入等のおそれがある仕切弁等を操作する作業については、休日の対応を避けるため平日の日中に行うこととする。ただし、地先商店等の営業時間、他の工事との関連等やむを得ない理由のあるときはこの限りではない。なお、この際には必ず工事監督員の承諾を求めること。

第2章 管布設工

2-1 管布設工一般

2-1-1 施工一般

- 1 管布設に際しては、あらかじめ設計図または施工標準図に基づき、平面位置、土被り、構造物等を正確に把握しておくこと。また、施工順序、施工方法、使用機器等について、工事監督員と十分打ち合わせを行った後、工事に着手すること。
- 2 路線中心測量の際、基準点については印照点を設け、水準点については移動、沈下のおそれのない箇所を選定すること。また、基準点、水準点に木杭、コンクリート杭等を用いる場合は十分堅固に設置すること。
- 3 設計図または施工標準図により難しい場合は、工事監督員と協議すること。
- 4 新設管と既設埋設物との離れは、原則として30cm以上とすること。ただし、所定の間隔が保持できないときは、工事監督員と協議すること。
- 5 やむを得ず凍結深度90cm以上が確保できない場合は、スタイロフォームで囲む等の効果のある措置を講ずること。
- 6 工事に使用する配管材料は、設計図書に品質規格を規定されたものを除き、国際規格（ISO）、日本産業規格（JIS）、日本農林規格（JAS）、日本水道協会規格（JWWA）、等に適合していること。
- 7 工事に使用する材料は、使用前にその品質、寸法または見本品について工事監督員の承認を受けたものであること。
- 8 特殊押輪、不断水式止水弁、分水栓、割T字管、フランジ継手部及びその他継手類のT頭ボルト（ボルト）及びナットはステンレス製（SUS304）とする。

- 9 配水管の接合等の要領で本標準仕様書及び当該工事特記仕様書に明記のない事項については次の参考資料による。ただし、（１１）は工事監督員の承認を得たものに限る。

- | | |
|--|--------------------|
| (1) 便覧（第14版 2023.8発行） | 日本ダクタイル鉄管協会発行 |
| (2) ダクタイル鉄管布設工事標準マニュアル（2024.4発行） | 〃 |
| (3) T形ダクタイル鉄管接合要領書 φ75～φ2000（2023.1発行） | 〃 |
| (4) K形ダクタイル鉄管接合要領書 φ75～φ2600（2019.10発行） | 〃 |
| (5) NS形ダクタイル鉄管接合要領書 φ75～φ450（2024.4発行） | 〃 |
| (6) NS形ダクタイル鉄管接合要領書 φ500～φ1000（2024.1発行） | 〃 |
| (7) GX形ダクタイル鉄管接合要領書 φ75～φ400（2024.1発行） | 〃 |
| (8) ダクタイル鉄管用ポリエチレンスリーブ施工要領書（H26.11発行） | 〃 |
| (9) フランジ形ダクタイル鉄管接合要領書（H26.6発行） | 〃 |
| (10) PTC 水道配水用ポリエチレン管及び管継手 施工マニュアル（R5.6発行） | 配水用ポリエチレンパイプシステム協会 |
| (11) 各協会及びメーカーで発行している布設・設置・接合・据付等の基準・要領書 | |

2-1-2 試掘調査

- 1 施工に先立って、試掘を行い、地下埋設物の位置等を確認すること。また、その結果を記録写真、調査表等にまとめて、工事施工協議簿で工事監督員に報告すること。
- 2 試掘箇所は、工事監督員と協議のうえ選定すること。
- 3 試掘は地下埋設物に十分注意し、損傷を与えないようにすること。
- 4 掘削調査にあたっては、土の性状、地下水の状態等を観察し、事後の掘削工、土留工等の参考にすること。
- 5 既設埋設物の形状、位置等の測定は、正確を期すとともに、埋戻後もその位置が確認できるよう適切な措置を講じること。
- 6 試掘箇所は即日埋戻しを行い、仮復旧を行うこと。なお、仮復旧箇所は巡回点検し、保守管理すること。
- 7 試掘調査の結果、近接する地下埋設物については、当該施設管理者の立ち会いを求め、その指示を受け、適切な措置を講じること。

2-1-3 配管技能者

- 1 受注者は、次の施工資格を有する者を配管作業に従事させなければならない。

管 種 等	必 要 資 格 等	備 考
ダクタイル鋳鉄管 (K形、T形、フランジ形等)	日本水道協会の「配水管技能者名簿（一般）」に登録された者であること。	
ダクタイル鋳鉄管 (GX形、NS形、SⅡ形等)	日本水道協会の「配水管技能者名簿（耐震、大口径）」に登録された者であること。	耐震継手（φ450以下） 大口径（φ500以上）
配水用ポリエチレン管 (HPPE)	配水用ポリエチレンパイプシステム協会主催の「水道配水用ポリエチレン配管施工講習」を受講修了した者であること。	E F 継手類、E F サドル 鋳鉄サドル付分水栓 離脱防止型継輪
給水装置	次のいずれかの資格を有する者であること。 ・ 一級配管技能士（建築配管） ・ 二級配管技能士（建築配管） ・ 配水管施工技能者 ・ 配管技工（一級） ・ 給水装置工事配管技能者	本管が配水用ポリエチレン管である場合の分岐作業は「水道配水用ポリエチレン配管施工講習」を受講修了した者が行うこと。

- 2 受注者は工事着手に先立ち、様式18を作成し各資格認定書・合格証書等の写しを添付のうえ施工計画書に併せて、提出すること。

- 3 配管技能者は水道用各種管の配管作業について、豊富な経験と技術を有すること。

- 4 配管作業中は、常に配水管技能者登録証等を携帯し、配水管技能者であることが識別できるようにすること。

2-1-4 管の据え付け

- 1 管の据え付けに先立ち、十分な管体検査を行い、亀裂その他の欠陥のないことを確認すること。

- 2 管の吊り下ろしにあたって、土留用切梁を一時取り外す必要がある場合は必ず適切な補強を施し、安全確認のうえ施工すること。

- 3 管を掘削溝内に吊り下ろす場合は、溝内の吊り下ろし場所に作業員を立ち入らせないと。
- 4 管の布設は原則として低所から高所に向けて行い、また受け口のある管は受け口を高所に向けて配管すること。
- 5 管の据え付けにあたっては管内部を十分清掃し、水平器、型板、水糸等を使用し、中心線及び高低を確定してから正確に据え付けること。また管体の表示記号を確認するとともに、ダクタイル鋳鉄管の場合は受け口部分に鋳出してある表示記号のうち、管径・年号の記号を上方に向けて据え付けること。
- 6 直管の継手箇所角度をとる曲げ配管は原則として行わないこと。ただし、工事現場の状況により施工上必要がある場合は工事監督員の指示によること。
- 7 一日の布設作業完了後は、管内に土砂、汚水等が流入しないよう木蓋等で管端部をふさぐこと。また、管内には綿布、工具類等を置き忘れないよう注意すること。
(管端部養生状況を1日の布設作業完了後につき1枚写真撮影)

2-1-5 フランジ継手の接合

- 1 日本ダクタイル鉄管協会発行 フランジ形ダクタイル鉄管接合要領書(H26.6発行)による。
- 2 接合作業は、その都度必要事項をチェックシートに記入しながら行うこと。チェックシートは出来形管理の書類として提出すること。
上記接合要領書のチェックシートを使用すること。
- 3 締付け完了後は、全箇所トルクレンチを利用して、締付けトルクを確認すること。
(所定のトルク確認をボルト1面につき1枚写真撮影)

2-1-6 管の切断

- 1 管の切断にあたっては、所定の切管長及び切断箇所を正確に定め、切断線の標線を管の全周にわたっていれること。
- 2 管の切断は管軸に対して直角に行うこと。
- 3 切管が必要な場合には残材を照合調査し、極力残材を使用すること。

- 4 管の切断場所付近に可燃性物質がある場合は保安上必要な措置を行ったうえ、十分注意して施工すること。
- 5 動力源にエンジンを用いた切断機の使用にあたっては、騒音に対して十分な配慮をすること。
- 6 既設管が石綿セメント管である場合、原則として切断等は避け、継手部で取り外すこと。
また、やむを得ず切断を行わなければならない場合は、平成17年8月厚生労働省監修の「水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き」に従い、十分に注意して施工すること。
- 7 既設管の切断は、第1項から第6項及びそれぞれの管種に応じた切断方法を定めた事項に準ずるものとする。

2-1-7 既設管との連絡

- 1 連絡工事で断水作業が伴う場合には十分な事前調査や準備を行うとともに、円滑な施工ができるよう経験豊富な技術者と作業員を配置し、工事監督員の指示により迅速で確実な施工にあたること。
- 2 連絡工事箇所はできるだけ早い時期に試掘調査を行い、連絡する既設管（位置・管種・管径等）及び他の埋設物の確認を行うこと。
- 3 連絡工事にあたっては事前に施工日、施工時間及び連絡工事工程表等について、工事監督員と十分協議すること。
- 4 既設管を閉止する場合、事前（休日除く3日前）に作業日時、手順等（ポンチ絵作成）について、工事監督員と十分協議すること。（原則、休日の前日は閉止を行わない。）
なお、既設仕切弁について、操作可能な状態か必ず事前に確認すること。
- 5 既設管に台帳等の記載が漏れている給水管が接続されている場合があるため、管の布設替え工事により既設管を閉止するときは、弁を閉止した翌日まで放置し、周辺の家屋等に給水されていないか確認すること。
なお、確認が終わるまでは既設管を切り離さず、弁操作で再度給水できるような措置をとること。
- 6 既設管閉止の際は、水が止まったことを確認するため既設給水管を立ち上げておくこと。
- 7 栓（帽）やフランジふたを設置及び取り外す場合には、十分に空気抜きを行うこと。
また、作業中は必ず横に立って作業を進め、万一の際に備えること。

- 8 既設管の切断については、万が一に備え周辺に及ぼす影響の少ない切断箇所及び日時を選定し、工事監督員の承諾を得ること。また、切断箇所部には一時的に大きな水圧が掛かるため、管径に応じて丸太杭等で堅固に補強しておくこと。

2-1-8 既設管の撤去

- 1 撤去にあたっては埋設位置、管種、管径等を確認すること。なお、管を撤去し再使用する場合は、継手の取り外しを行い、管に損傷を与えないように慎重に撤去すること。
- 2 埋殺し仕切弁の取り扱いはフランジぶた等の処理後、地表面より30cm程度の位置まで塩ビ管（φ150）を立ち上げ、砂を充填、キャップをして埋設すること。
- 3 撤去する管が石綿セメント管である場合は、平成17年8月厚生労働省監修の「水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き」に従い、関係法令及び通知等を遵守し十分に注意して施工すること。

2-1-9 不断水連絡工

- 1 工事に先立ち、穿孔工事の実施時期について工事監督員と十分な打ち合わせを行うこと。
- 2 設置位置は、設計図、試掘時の写真等をもとに工事監督員と協議して決定すること。
- 3 割T字管の取り付けは、原則として水平とすること。
- 4 穿孔機の取り付けにあたっては、支持台を適切に設置し、割T字管に余分な応力を与えないようにすること。
- 5 穿孔後は切りくず、切断片を管外に排出したうえで管を接続すること。
- 6 割T字管及び不断水式止水弁の設置が完了したときは、その部分について漏水個所がないか検査するため水圧試験をすること。原則、試験水圧は0.75MPaを5分間保持し、0.70MPaを下まわってはいけないこととするが、工事箇所により異なるため工事監督員に確認後、試験を実施すること。

2-1-10 離脱防止金具取付工

- 1 離脱防止金具を使用する場合は、K形ダクトイル鉄管接合要領書（2019.10発行）に準じて行い、締付け完了後はトルクレンチを利用して、締付けトルクを確認するとともに、メカニカル継手のT頭ボルト及び押ボルトの締付け状況を点検すること。
押ボルトの締付けトルクは製造メーカーの規定値で施工すること。

- 2 所定のトルク確認を1口につき2枚（T頭・押ボルト各1枚）写真撮影すること。

2-1-1 水圧試験・水質試験

- 1 配管終了後、継手の水密性を確認するため、原則として管内に充水し管路の水圧試験を行うこと。ただし、空管等の理由により水の充水ができない場合には、空気圧にて確認する場合もあるので工事監督員の指示によること。
- 2 試験水圧は原則、0.75MPaで1時間保持し、0.70MPaを下まわっては行けない。但し、水道配水用ポリエチレン管については配水用ポリエチレンパイプシステム協会が推奨する試験方法により実施すること。もし、これらを下まわった場合は原因を調査して結果を工事監督員に報告し、工事監督員の指示によること。なお、工事箇所により試験水圧が異なるので、工事監督員に確認後、試験を実施すること。
 空気圧試験は原則行わない。現場・配管状況等により空気圧試験でしか確認方法が無い場合のみ実施する。その際は、工事監督員の指示する空気圧を2時間保持し、もし、これを下まわった場合には工事監督員の指示によること。
- 3 水圧（空気圧）の試験結果については試験年月日、時分、水圧（空気圧）試験記録紙からなる報告書を作成し、工事監督員に提出すること。
- 4 水圧（空気圧）試験終了後、φ250以下の配水支管については残留塩素を測定器にて、味、臭い、色、濁りを目視確認等により認を実施し、φ300以上の配水本管及び送水管（全口径）については残留塩素、味、臭い、色、濁り、pH値の測定器による計測確認を実施すること。なお、本管の通水はこれらの試験を合格後に行うこと。

口径	水 質 基 準 値					
	残留塩素	味	臭い	色（色度）	濁り（濁度）	pH値
配水支管 φ250以下	0.1mg/L以上	異常でないこと。	異常でないこと。	異常でないこと。	異常でないこと。	—
配水本管 φ300以上 及び送水管	0.1mg/L以上	異常でないこと。	異常でないこと。	5度以下	2度以下	$5.8 \leq X \leq 8.6$ 以下

2-1-2 管明示テープ

- 1 管には岩見沢市水道管及び施工年度を明示した塩化ビニルテープ（地色：青、文字：白）をたるみ等のないように密着させて貼り付けること。
 なお、管径350mm以下は胴巻テープのみ、管径400mm以上については胴巻テープと天端テープを貼り付けること。
 また、原水供給管の場合は地色が白で文字は黒とする。
- 2 直管については次の要領でテープを貼り付けることとし、胴巻テープは1回半巻きとする。

なお、異形管等については胴巻テープの間隔が2 m以上とならないよう貼り付けることとする。また、長尺管については螺旋状に貼り付けることとする。

- (1) 【管長4 m以下の管】 挿口側は接合した状態で相手側受口の前面から15～20 cmの位置、受口側は首から15～20 cmの位置、中間1箇所の1本当り計3箇所に胴巻きを施すこと。
- (2) 【管長5～6 mの管】 挿口側は接合した状態で相手側受口の前面から15～20 cmの位置、受口側は首から15～20 cmの位置、中間2箇所の1本当り計4箇所に胴巻きを施すこと。

2-1-13 埋設シート

- 1 送水管・配水管埋設シートの仕様は次のとおりとする。
 - (1) 幅は200 mm (±3.0 mm) を基準とし、地色が青で文字を白とする。
 - (2) 材質は低密度ポリエチレン製フィルムタイプとする。また、低温時でも柔軟性と伸縮性に優れたものとする。
 - (3) 特性値としてJIS-K-7127に規定する方法により、引張試験及び引裂試験に合格したものであること。また、耐薬品及び耐油性試験においてJIS-K-6772に準拠する特性を持つものであること。
 - (4) 「水道管注意」、「TEL 23-4111」、「岩見沢市水道部の立ち会いを求めて下さい。」の文字を印刷したものであること。
- 2 給水管埋設シートの仕様は次のとおりとする。
 - (1) 幅は150 mm (±3.0 mm) を基準とし、地色が青で文字を黄とする。
 - (2) 材質は低密度ポリエチレン製フィルムタイプとする。また、低温時でも柔軟性と伸縮性に優れたものとする。
 - (3) 特性値としてJIS-K-7127に規定する方法により、引張試験及び引裂試験に合格したものであること。また、耐薬品及び耐油性試験においてJIS-K-6772に準拠する特性を持つものであること。
 - (4) 「給水管注意」、「この下に給水管があります」の文字を印刷したものであること。
- 3 埋設シートは管路を埋戻す際に管上60 cmの位置に埋設すること。なお、規定の位置に埋設することが困難な場合には工事監督員と協議すること。

2-1-14 ポリスリーブ（ポリ管用浸透防止スリーブ）

- 1 スリーブの施工に際しては、スリーブと管の隙間に水が入らないように施工すること。

- 2 スリーブによって被覆された管及び弁類などの埋戻しはスリーブに傷をつけないように注意して行い、埋戻し材に大きな石等が含まないように施工すること。
- 3 施工中にスリーブが損傷した場合は、速やかに補修し、その損傷箇所から浸水しないようにすること。なお、傷の程度によってはスリーブを交換すること。
- 4 ポリスリーブは管径及び粉体ライニングとモルタルライニングの区別を明記したものを使用すること。

2-2 ダクティル鑄鉄管の施工

2-2-1 一般事項

- 1 継手接合に従事する配管技能者は使用する管の材質、継手の材質、構造及び接合要領等を熟知するとともに豊富な経験を有すること。
- 2 接合に先立ち、挿し口部の外面、受け口部の内面、押輪及びゴム輪等に付着している油、砂、その他の異物を完全に取り除くこと。
- 3 ゴム輪は直射日光や火気にさらすことのないよう極力屋内に保管し、梱包ケースから取り出した後はできるだけ早く使用すること。
- 4 ボルト・ナットは直接地上に置いたり、放り投げないこと。また、ガソリンやシンナー等を使って洗わないこと。
- 5 管接合完了後、埋戻しに先立ち継手の状態を再確認するとともに、接合部及び管体外面の塗料の損傷箇所には防錆塗料を塗布すること。

2-2-2 ダクティル鑄鉄管の取扱及び保管

- 1 管を積み下ろしする場合は台棒等を使用し、滑り下ろすか、巻き下ろすかまたはクレーン等で2点吊りにより行うこと。
- 2 管の運搬または巻き下ろしする場合はクッション材を使用し、衝撃等によって管を損傷させないように十分注意すること。
- 3 保管にあたっては歯止めを行うなど、保安に十分注意すること。

2-2-3 ダクティル鑄鉄管の切断

- 1 鑄鉄管の切断は切断機で行うことを原則とし、内面粉体ライニング塗装仕上げの鑄鉄管を切断及び穿孔する際は専用の道具を使用すること。また、異形管は切断してはいけない。
- 2 鑄鉄管の切断面は衛生上無害な防食処理を施すこと。
- 3 N S形ダクティル鑄鉄管の切断は2-2-8 N S形ダクティル鑄鉄管の切断加工による。

2-2-4 継手用滑剤

- 1 ダクティル鑄鉄管の接合にあたっては滑剤を使用すること。
- 2 ゴム輪に悪い影響を及ぼしかねないもの、衛生上有害な成分を含むもの、中性洗剤及びグリース等の油類は使用しないこと。

2-2-5 K形ダクティル鑄鉄管の接合・切断加工

- 1 日本ダクティル鉄管協会発行 K形ダクティル鉄管接合要領書（2024.4発行）による。
- 2 接合作業は、その都度必要事項をチェックシートに記入しながら行うこと。チェックシートは出来形管理の書類として提出すること。
上記接合要領書のチェックシートを使用すること。

2-2-6 T形ダクティル鑄鉄管の接合・切断加工

- 1 日本ダクティル鉄管協会発行 T形ダクティル鉄管接合要領書φ75～φ2000（2023.1発行）による。
- 2 接合作業は、その都度必要事項をチェックシートに記入しながら行うこと。チェックシートは出来形管理の書類として提出すること。
上記接合要領書のチェックシートを使用すること。

2-2-7 N S形ダクティル鑄鉄管の接合・切断加工

- 1 日本ダクティル鉄管協会発行 N S形ダクティル鉄管接合要領書φ75～φ450（2022.11発行）及びN S形ダクティル鉄管接合要領書φ500～φ1,000（2024.1発行）による。
- 2 接合作業は、その都度必要事項をチェックシートに記入しながら行うこと。チェックシートは出来形管理の書類として提出すること。
上記接合要領書のチェックシートを使用すること。

2-2-8 G X形ダクトイル鋳鉄管の接合・切断加工

- 1 日本ダクトイル鉄管協会発行 G X形ダクトイル鉄管接合要領書φ75～φ400（2024.1発行）による。
- 2 接合作業は、その都度必要事項をチェックシートに記入しながら行うこと。チェックシートは出来形管理の書類として提出すること。
上記接合要領書のチェックシートを使用すること。

2-3 水道配水用ポリエチレン管の施工

2-3-1 使用材料

日本水道協会規格（JWWA）適合品の使用を原則とし、工事監督員の承諾を得たものを使用すること。

2-3-2 水道配水用ポリエチレン管の取扱及び保管

- 1 管の保管は屋内保管を原則とし、工場出荷時の状態を保つこと。やむを得ず現場で屋外保管をする場合は、直射日光をさけるとともに、熱気がこもらないよう風通しを良くすること。
- 2 管の保管はまくら木を約1 m間隔で設置し、不陸が生じないように井桁積みはせず、横積みすること。
また、まくら木の間隔を写真撮影すること。
- 3 継手の保管は屋内保管を原則とする。
現場で屋外保管をする場合は段ボール梱包状態のままシート等で覆うこと。
- 4 長尺管については、まくら木を2列に敷き、不陸が生じないようにして横積みすること。
積み荷は1巻きを1段として、3段積みまでとすること。

2-3-3 管及び継手の施工

- 1 継手は直射日光、火気等をさけ、接合作業を行う直前に段ボール梱包から取り出すこと。
- 2 埋戻しの際は、管周辺に小石、雑木等固形物が直接管に接触しないように注意すること。

- 3 管の融着作業中、E F 接合部において水は厳禁とする。水場ではポンプアップ、雨天時等はテント等による水よけ対策を講じること。
- 4 掘削時、土に灯油・ガソリン等有機溶剤による汚染が確認できるときは、速やかに工事監督員と協議し、対策を講じること。
- 5 長尺管の融着接合は、端部の巻き癖を矯正機(アライナー)により矯正して行うこと。

2-3-4 接合工具

- 1 接合工具はE F 接合専用工具を使用し、バーコードによる融着データ入力方式のコントローラーを使用すること。また、バーコードは管継手から離れた場所でもデータ入力できるカードタイプとすること。
- 2 コントローラーは安全のため出力電圧40V以下のものを使用すること。

2-3-5 水道配水用ポリエチレン管の切断

- 1 管に有害な傷がないことを確認すること。傷があれば、使用しないこと。
- 2 管の切断には、パイプカッターを使用すること。また、管は管軸に対して直角に切断し、斜め切断は厳禁とする。
- 3 必要に応じて管の回転を防止するため、コールドリングを使用すること。

2-3-6 融着

- 1 配水用ポリエチレンパイプシステム協会発行 PTC 水道配水用ポリエチレン管及び管継手 施工マニュアル(R5.6発行)による。
- 2 接合作業は、その都度必要事項をチェックシートに記入しながら行うこと。チェックシートは出来形管理の書類として提出すること。
上記施工マニュアルのチェックシートを使用すること。

2-4 水道用ポリエチレン二層管の施工

2-4-1 ポリエチレン管の取扱及び保管

2-3-2 水道配水用ポリエチレン管の取扱い及び保管に準ずる。

2-4-2 冷間接合

- 1 管端を直角に切り揃えること。

- 2 継手を分解し、管に袋ナット、リングの順に移し、インコアを管に木槌等で叩きこむこと。
- 3 セットされた管端を胴に挿入し、リングを押し込みながら袋ナットを本体ねじに十分に手で締め付けること。
- 4 パイプレンチ等の工具2個を使用して十分に締め付けること。

2-5 塩化ビニル管（塩ビ管）の施工

2-5-1 塩ビ管の取扱い及び保管

- 1 塩ビ管を運搬する際は慎重に取り扱い、放り投げたりしないこと。
- 2 塩ビ管のトラック運搬には原則として長尺荷台のトラックを用い、横積みにして固定すること。
- 3 塩ビ管を横積みで保管する場合は、平地に積み上げ、高さを1 m以下とし、崩れないように措置すること。
- 4 保管場所はなるべく風通しのよい直射日光のあたらないところを選ぶこと。
- 5 高熱により変形するおそれがあるので、特に火気等に注意し温度変化の少ない場所に保管すること。
- 6 継手類は種類、管径別に数量を確認したうえ屋内に保管すること。
- 7 塩ビ管とその継手は揮発性薬品（アセトン、ベンゾール、四塩化炭素、クロロホルム、酢酸エチル）及びクレオソート類に侵食され易いので注意すること。

2-5-2 TS接合

- 1 接合に先立ち、管体に挿入寸法を油性ペン等で表示した後、施工すること。
- 2 接着塗布前に管を継手に軽く挿入してみて、管が止まる位置（ゼロポイント）が受け口長さの1/3～2/3の範囲であることを確認すること。
- 3 接着剤を標線以上にはみ出さないように刷毛で薄く塗り、接着剤が乾燥しないうちに管を一気にひねらず挿入し、30～50秒そのまま押さえつけておくこと。

- 4 挿入は原則として、てこ棒または挿入機等を使用し叩き込みは行わないこと。
- 5 接合直後に接合部に曲げ応力等無理な力を加えないこと。
- 6 陸継ぎをしながら布設する場合は、接合直後から夏期は1時間、冬期は2時間以上静置した後、構内に下ろすこと。
- 7 接着剤はJWWA S101（水道用硬質塩化ビニル管の接着剤）に規定されている物を使用すること。

2-5-3 ゴム輪形接合

- 1 ゴム輪はスラップ部が受け口の奥に向くようにして、ゴム輪溝部に正確に装着すること。
- 2 管挿し口及び継手のゴム輪に、刷毛またはウエス等で滑剤を十分に塗布すること。
なお滑剤は塩化ビニル管専用のものを使用すること。
- 3 挿入後、全管周にわたってゴム輪が正確な状態か確認すること。
- 4 切管した場合、挿し口はヤスリ等で面取りをするとともに、管端より受け口長さを測り、管体に油性ペン等で標線を記入すること。

2-5-4 異種管接合

塩ビ管と異種管あるいは弁類を接合する場合は、各継手の型式により前各項に準じて行うこと。

2-5-5 塩ビ管の切断

- 1 管を切断する場合は、切断箇所が管軸に直角になるように、油性ペン等で全周にわたって標線を入れること。
- 2 切断面はヤスリ等で平らに仕上げるとともに、内外周を糸面取りすること。

2-6 仕切弁等附属設備設置工

2-6-1 一般事項

- 1 仕切弁、空気弁、消火栓等附属設備は、設計図または施工標準図に基づき正確に設置すること。

- 2 設置にあたっては、維持管理上の操作等に支障のないようにすること。なお、具体的な設置場所等詳細については、工事監督員と協議して定める。
- 3 これらの付属設備相互間は、原則として1 m以上離れるように設置位置を選定すること。
- 4 弁類の据え付けにあたっては、正確に芯出しを行い、堅固に据え付けること。
- 5 鉄蓋類は正確に取り付け、路面に対し不陸のないようにすること。
- 6 弁きょうの据え付けは沈下、傾斜並びに開閉軸の偏心を生じないように入念に行うこと。
- 7 ソフトシール仕切弁の弁きょう内蓋（塩ビ管用キャップ）は「I T O-R」相当品を使用することとし、仕切弁の種類を判別できるようにすること。

2-6-2 弁類の取扱及び保管

- 1 弁類の取り扱いは台棒・角材等を敷いて、水平に設置し、直接地面に接しないようにすること。
- 2 弁類は直射日光やほこり等を避けるため屋内に保管すること。やむを得ず屋外に保管する場合は必ずシート類で覆い、保護すること。

2-6-3 仕切弁設置工

- 1 仕切弁は設置前に弁体の損傷がないことを確認するとともに、弁の開閉方向を点検し、開度「閉」の状態で設置すること。
- 2 仕切弁の据え付けは鉛直または水平に据え付けること。据え付けに際しては重量に見合ったクレーンまたはチェンブロック等を用いて、開閉軸の位置を考慮して方向を定め安全確実に行うこと。

2-6-4 空気弁設置工

- 1 フランジ付きT字管の布設にあたっては、管心を水平に保ち支管のフランジ面が水平になるよう設置すること。空気弁については、コック又はレバーの開閉作業ができる高さに設置し、必要に応じてフランジ短管を設置すること。
- 2 双口空気弁については、両側の蓋を取って空気抜き孔大小を確認するとともにフロート弁の保護材等を除去、内部を清掃のうえ、元の位置にセットすること。

3 双口空気弁の設置にあたってはフランジ付きＴ字管のフランジ部に直接ハンドル付きフランジ仕切弁を直接取り付けること。

4 設置完了時はハンドル付き仕切弁は「開」とし、空気弁は「閉」とすること。ただし、通水後は原則として空気弁は「開」にしておくこと。

2－6－5 排泥枳設置工

1 排泥弁の設置にあたっては2－6－3〔仕切弁設置工〕に準ずる。

2 排泥枳の設置場所は原則として管路の凹部付近で適当な排水施設等のあるところとする。

2－6－6 仕切弁標識設置工

仕切弁等の標識の設置場所については、標識の重要性を十分に理解して選定し、工事監督員と協議して決定すること。

第3章 土工及び付帯工

3-1 管路土工

3-1-1 適用

本仕様は配水管布設工事に伴う土工及び付帯工に適用する。

なお、本標準仕様書に特に記載のない事項については、「北海道建設部土木工事共通仕様書」（北海道土木協会）（以下「道仕様書」という）に準じる。

3-1-2 掘削工

- 1 掘削にあたっては、あらかじめ保安設備、土留、排水、覆工、残土処理その他につき必要な準備を整えたうえで着手し、掘削深さが1.5 m以上または崩壊のおそれがあるときは土留を施すこと。
- 2 掘削は、開削期間を極力短縮するため、その方法及び位置を十分検討してから行うこと。
- 3 同時に掘削する区域及び1日当たりの施工量（開口部の延長）をあらかじめ工事監督員に報告すること。
- 4 機械掘削を行う場合は施工区域全般にわたり地上及び地下の施設に十分注意すること。
- 5 床付け及び接合部の掘削は、配管及び接合作業が完全にできるよう所定の形状に仕上げること。
- 6 床付面に岩石、コンクリート塊等の支障物が出た場合は、床付面より10 cm以上取り除き、砂等に置き換えること。
- 7 湧水のある箇所の掘削については、土留、排水等を適切に行うこと。
- 8 他の埋設物に近接して掘削を行う場合は、周囲の地盤のゆるみ及び沈下について常に注意し、必要があると認められるときは、工事監督員及びその埋設物の管理者と協議して埋設物の保安に必要な措置をとらなければならない。
- 9 工事中他の埋設物が露出したときは、工事監督員及び各埋設物の管理者の指示する方法によって、その埋設物を維持し、工事中の損傷を防止するため万全を期するとともに、特に重要な埋設物または危険な埋設物については、常に点検を行わなければならない。

10 浸透水等の排水先については、住民、道路管理者等の関係者に迷惑のかからないよう十分配慮すること。

11 浸透水等の排水時、ヒービング等による仮設土留工の崩壊に注意すること。

3-1-3 舗装版掘削工

1 アスファルトコンクリート舗装、コンクリート舗装の切断は、舗装切断機等を使用して切り口を直線に施工すること。また、取り壊しにあたっては、在来舗装部分が粗雑にならないように行うこと。

2 舗装切断を施工する場合は、保安設備、保安要員等を適切に配置し、交通上の安全を確保するとともに、冷却水の処理にも留意すること。

3 舗装切断時に発生する排水（汚泥）については、直接現場外に排水することなく適正に回収し、処理すること。

3-1-4 残土処理工

1 建設残土は市の指定場所または受注者が工事監督員の承認を得た場所へ運搬すること。

2 運搬車については、車前の見やすい位置に工事名と受注会社名を大書きにしたものを備え付けること。

3 残土を運搬する場合は、沿道住民に迷惑がかからないよう努めること。

3-1-5 埋戻し工

1 埋戻しは、管布設後速やかに行うこと。

2 埋戻しに使う土砂は、舗装片・玉石・木片等を取り除き、良質土を用いること。
また、適切な含水比の状態であること。

3 購入土を使用する場合は、使用する土の資料を承諾願いに添付すること。
なお、設計図の置換埋戻し区間以外でも、軟弱土質部など埋戻しとして使用不可能な土質であると判断できる場合は工事監督員と協議し、良質土等により埋戻すこと。

4 湧水場所の埋戻しは、使用材料及び施工方法について配慮すること。排水した後でなければ埋戻しを行ってはならない。

- 5 埋戻しにあたっては管及び器具等の周囲に空隙をつくらないように、また移動や沈下等が生じないように慎重に施工すること。
- 6 埋戻しは、一層の仕上り厚が30cm以下を基本とし、入念に締固めをすること。
なお、曲管部は特に入念な突固めをして埋戻すこと。
- 7 他の埋設物（ガス管、ケーブル等）が埋戻しの後において破損するおそれがあると判断できる場合は、堅固な防護を施し、工事監督員及びその埋設物の管理者の立ち会いを求めて埋戻ししなければならない。
- 8 冬期間においては、埋戻し土に雪及び凍結土が混じらないように注意すること。

3-2 付帯工

3-2-1 舗装撤去工

- 1 設計図書に示した断面となるように既設舗装を撤去すること。
なお、これにより難しい場合は、工事監督員と協議すること。
- 2 施工中に、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼすおそれがある場合や、計画撤去層より下層に不良部分が発見された場合には、速やかに工事監督員に報告し、その処置方法について承諾を得るものとする。

3-2-2 路床路盤工

- 1 路床は不陸整正を行ったのち、十分転圧すること。
- 2 路床材料に路盤砂、火山灰砂及び砂質系材料等を使用した場合は、球体落下試験により品質管理を行うこと。
- 3 歩道路盤を含む路盤材料（砂・砂利）の敷均しは材料の分離に注意しながら、1層の仕上がり厚さで20cmを越えないように均一に敷き均すこと。
- 4 路盤材料のうち、切込砂利等の締固めは修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で締固めること。
ただし、路床の状態、使用材料の性質等により、これによりがたい場合は工事監督員と協議すること。

3-2-3 舗装仮復旧工

仮復旧に当たっては、埋戻し完了後直ちに施工し、本復旧までの期間は、路面が良質に維持されるよう常に補修するとともに、道路表示を行わなければならない。

なお、出来形管理報告書及び品質管理報告書の提出については省略できる。

3-2-4 舗装本復旧工

1 本工事完了区間の路面は設計図書に基づき原形に復旧しなければならない。

2 砂利道復旧に使用する材料については、設計図書によらなければならない。

なお、使用材料は事前に工事監督員の承諾を得なければならない。

3 砂利道の復旧に当たっては、敷き込みと併せ、砂等を散布しながら転圧し、転圧後の敷き厚が設計図書に示す厚さを確保するようにしなければならない。

なお、転圧に当たっては、設計図書に示す道路勾配を確保するように仕上げなければならない。

4 市内の舗装プラントであれば、配合設計報告書の提出は省略できる。市外の舗装プラントについてはこの限りでないので、配合設計報告書を作成のうえ提出し、工事監督員の承認を得ること。

3-2-5 芝付工

1 芝は雑草の混入が少なく、根がらみ良好で、かつ根土が多くついたもので枯死するおそれのないものを使用すること。なお、芝の厚さは3 cm程度でかつ土の部分は2 cm程度を標準とする。

2 芝付けを行うに当たり、芝の育成に適した土を敷均し、締固めて仕上げなければならない。張芝の場合は土羽板等を用いて地盤と密着させること。

3 現場に搬入された芝は、速やかに芝付けするものとし、直射光、雨露にさらしたり、積み重ねて枯死しないようにしなければならない。また、芝付け後においても枯死しないように養生しなければならない。なお、夏季における晴天時の散水は、日中を避け、朝か夕方に行うものとする。

- 4 なお、工事完了引渡しまでに枯死した場合は、その原因を調査し、工事監督員に報告するとともに、再度施工し、施工結果を工事監督員に報告すること。
- 5 張芝の施工部分のうち、法肩天端部には崩れ防止のため、耳芝を施工すること。
- 6 張芝にロール芝を使用する場合は、脱落防止のため1㎡当たり20本程度の芝串で固定すること。また、張付けに当たっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工すること。なお、芝串は長さ20cm程度の竹、柳、又は割木で折れにくいものを使用すること。

3-2-6 コンクリート工

- 1 コンクリートの種類配合別（C-1、C-4など）は設計図書による。
- 2 既設管の閉塞に使用するエアミルクの設計基準強度は1.0N/mm²とする。
なお、標準配合は下表のとおりとする。

セメントの種類～高炉セメントB種

配合表						
単位量	セメント	水	細骨材	粗骨材	気泡量	気泡材
	kg/m ³	kg/m ³	kg/m ³	kg/m ³	L/m ³	kg/m ³
	350	285	—	—	600	2.4

3-3 仮設工

3-3-1 土留仮設工

標準図において土留仮設工参考図を示すが、受注者は現場状況（土質、地下水位等）に応じた仮設の検討（構造計算含む）を行い、安全に施工すること。

なお、検討内容及び結果については、施工計画に記載すること。

第4章 施工管理基準

4-1 施工管理基準

4-1-1 施工管理一般

工事は、全て設計通りの形状寸法、品質で完成しなければならない。しかし、そのように努力しても、やはり局部的に若干の誤差が生ずることが予想される。この様な誤差について許容できる範囲を本仕様書で示しているのもであって、+あるいは-ばかりの誤差が累積されて過大工事あるいは、出来形不足工事となってはならない。また、本仕様に記載のないものは、北海道土木工事共通仕様書、建築基礎構造設計基準、同解説、道路橋示方書、同解説等による。

4-1-2 出来形管理基準及び規格値

1 管布設工（出来形測定表・仕切弁設置高図を提出）

工 種		許 容 誤 差 (mm)			
		長 さ	蛇行（ズレ）	高さ（土被り）	測 定 基 準
上水道管布設工	ポリエチレン管	—	± 50	- 30	40mにつき1箇所
	鑄鉄管	—	± 50	- 30	40mにつき1箇所
	仕切弁筐	—	—	- 5	設置箇所毎
	仕切弁内蓋	—	—	±10	設置箇所毎

※ 設計図書に縦断図が添付されていない路線については、土被り管理とし、その際の基準は土被り1.2mを標準とする。なお、既設管連絡箇所や地下埋設物交差箇所等にはこの規格値を適用しない。

2 土工・路面復旧工（出来形測定表を提出。ただし工事写真による確認でも可）

工 種	規 格 値 (mm)			測 定 基 準
	深さ	幅	厚さ	
土工	± 30	-50		40mに1箇所の割で測定する。
車道路盤工		-50	-45	幅は40mに1箇所の割で測定する。 厚さは200mごとに1箇所を掘起して測定する。
車道舗装工		-25	-7	幅は40mに1箇所の割で測定する。 厚さは1,000mに1箇所コアを採取し測定する。
歩道路盤工		-100	-45	幅は40mに1箇所の割で測定する。 厚さは200mごとに1箇所を掘起して測定する。
歩道舗装工		-25	-9	幅は40mに1箇所の割で測定する。 厚さは200mに1箇所コアを採取し測定する。

※供試体（コア）の確認写真を撮ること。

※工種（路盤・舗装構成ごと）の延長が50m未満の場合、厚さ・乳剤散布については工事監督員と協議のうえ省略することができる。

3 基礎工

工 種	規格値 (mm)		備 考
	幅	厚さ	
基礎工	-50	-30	切込材料基礎、砂基礎を含む(弁筐部の基礎砂利等)。

※巻基礎の場合は、全厚、各層厚とも適用する。

4 管継手

(1) 締付トルク

鋳鉄管及びフランジボルトの締付トルクは下記の表を下回ってはならない。

K 形			フランジ形 (R F 形)		
管 径 mm	ボルト 呼び径	トルク N・m	管 径 mm	ボルト 呼び径	トルク N・m
75	M16	60	75～200	M16	60
100～600	M20	100	250～300	M20	90
			350～400	M22	120
			450～600	M24	260(180)

※ () は低摩擦ボルトを使用した場合

フランジ形 (G F 形)		
管 径 mm	ボルト 呼び径	トルク N・m
75～600	-	60

水道配水用ポリエチレンパイプフランジ

管 径 mm	ボルト 呼び径	R F 形	G F 形
		トルク N・m	トルク N・m
50	M16	32	60
75	M16	44	60
100	M16	54	60
150	M16	60	60

(K 社・S 社共) (K 社・S 社共)

※ G F 形フランジについては、フランジ両面に1.0mm厚のすきまゲージが入ってはならない。

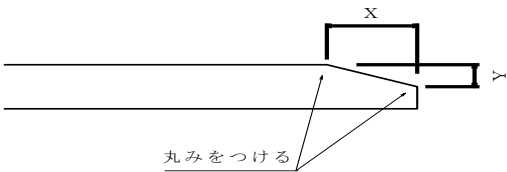
ポリエチレン管金属継手

管 径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm
標準締付け トルク N-m	40	60	80	110	130	150

(2) 面取加工

T形管の面取寸法は次の表の通りとする。

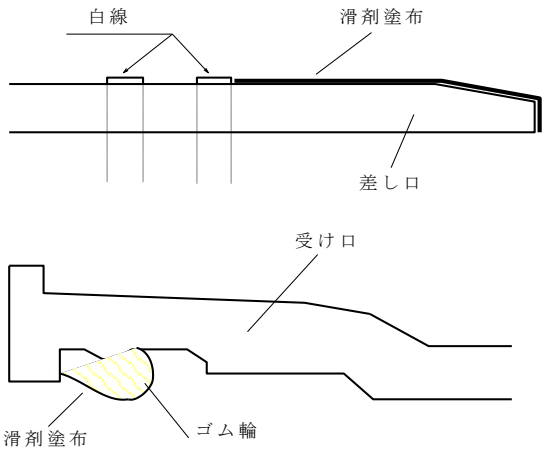
呼び径	面取寸法	
	X	Y
75～250	9.5	3.2



(3) 滑剤の使用

滑剤塗布範囲及び滑剤2kg缶を使用して接合できるジョイント数を次に示す。

呼び径	ジョイント数
75	160箇所
100	120箇所
150	90箇所
200	65箇所
250	50箇所



5 品質管理基準（品質管理測定結果を提出）

工 種	試 験 項 目	規 格 値	試 験 基 準	適 要
下層路盤	現場密度の測定	車道部 最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3以下 97%以上 歩道部 最大乾燥密度の85%以上	締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。 1,000m2につき1回の割で行う。ただし、施工面積が3,000m2以下のものは1工区(ロット)当たり3回として、X3の規格値を採用する。3,000m2を超えるものは、X3のロットを組み合わせる、若しくはX10とX3のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。 なお、工種延長が50m未満のものは工事監督員と協議の上省略することができる。	締固め度は、10回の測定値の均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10回の測定値が得がたい場合は3回の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3回のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。X6で不合格の場合、そのロットは不合格となる。(X6にそのロット内で4回を加えてX10の規格値を採用することはできない。)
	ブルフローリング		全幅、全区間で実施する。 なお、工事監督員と協議の上、必要があれば追加すること。	荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。
アスファルト舗装	現場密度の測定	車道部 基準密度の94%以上 X10 96%以上 X6 96%以上 X3以下 96.5%以上 歩道部 基準密度の90%以上	締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。 1,000m2につき1回の割で行う。ただし、施工面積が3,000m2以下のものは1工区(ロット)当たり3回として、X3の規格値を採用する。3,000m2を超えるものは、X3のロットを組み合わせる、若しくはX10とX3のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。 なお、工種延長が50m未満のものは工事監督員と協議の上省略することができる。	締固め度（車道部）は、10回の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10回の測定値が得難い場合は3回の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3回のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。
	温度設定（初転圧時）	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後2回）。
	外観検査（混合物）		随時	

工 種	試 験 項 目	規 格 値	試 験 基 準	適 要
道路土工	現場密度の測定 又は 飽和度の測定 (粘質土)	■【砂質土】■ 【路 体】：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、 ・最大乾燥密度の90%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 【路 床】：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、 ・最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法） ・最大乾燥密度の90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 ■【粘性土】■ 【路 体】：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、 ・空気間隙率V_aが$2\% \leq V_a \leq 10\%$ ・飽和度S_rが$85\% \leq S_r \leq 95\%$ 【路 床】：トラフィカビリティーが確保できる含水比において、 ・空気間隙率V_aが$2\% \leq V_a \leq 8\%$ ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 又は、設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	密度管理が不適当な土については、工事監督員の承諾を得て飽和度、空気間隙率管理とすることができる。
	ブルフローリング		路床仕上げ全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。なお、工事監督員と協議の上、必要があれば追加すること。	ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。
	たわみ量	設計図書による。	ブルフローリングでの不良箇所について実施。	
	球体落下試験	D=6.3cm以下	対象となる土量が100m ³ ごとに1回行う。1回の測定個数は10個とし、上限、下限の各2個を取り除き6個の平均値とする。	未風化火山灰などの突固め曲線で最大乾燥密度が得られない土に適用する。

4-2 写真撮影要領

4-2-1 写真撮影要領

区分・工種		撮影項目及び内容	撮影時期・頻度
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分	着手前1回
	完成	全景又は代表部分 ※埋設位置に赤線等でわかるようにする	施工完了後1回
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況 各種保安施設の設置状況 交通整理員等の配置状況 安全訓練等の実施状況	種類毎に1回 種類毎に1回 各1回（作業中） 実施毎に1回
仮設工	土留工	使用材料及び仮設状況	40m毎
	覆工	施工状況(すり付け等含む)	
	仮締切工	使用材料及び仮締切状況	
	試験掘削工	掘削位置 埋設物の位置、離れ、土被り 道路復旧状況	全箇所
土工	掘削工	掘削状況(機械、人力の別)	掘削中、40m毎
		掘削深さ及び掘削幅確認	掘削後、40m毎
	残土処理	残土処理場の状況	残土処理場毎
		残土仮置場の状況	残土仮置場毎
	埋戻し工	層状転圧(路盤工含む)に使用する定規(トンボ等)	使用する定規毎
		各層での埋戻し転圧状況	施工中、各層毎40m毎
		各層の厚さ確認	
		管底基礎砂の厚さ確認	40m毎
		転圧埋戻し完了	40m毎
		球体落下試験	試験箇所毎
	盛土工	巻出し状況	40m毎
		締固め状況	

区分・工種		撮影項目及び内容		撮影時期・頻度	
管 布 設 工	配管	管、弁等使用材料		種類毎全数	
		管の吊込み及び布設状況		布設中、40m毎	
		管の高さ及び蛇行（ズレ）		布設後、40m毎	
		管の接合確認	ポリエチレン管の融着確認		10口に 1 箇所
			T 形・N S 形・G X 形の差込確認		チェックシート記載項目全て トルクは設置箇所毎で 代表 1 箇所
			トルクレンチによるトルク確認		
			離脱防止金具トルク確認		
			フランジ接合部トルク確認		
		既設管との連絡配管状況		施工箇所毎	
	管端部の養生状況		1 日の布設完了後に 1 枚		
	水圧試験	水圧試験の状況		実施毎	
	弁類・弁筐	各弁・弁筐の設置状況		設置箇所毎	
各弁・弁筐の設置位置、高さ					
仕切弁標識	標識設置状況、設置位置確認		設置箇所毎		
埋設シート	土工・埋戻し工に含む		40m毎		
付 帯 工	取壊し工	舗装版切断状況		施工中、40m毎	
		舗装版取壊し状況			
		産業廃棄物処理場の状況		廃棄物種類毎及び産業 廃棄物処理場毎	
	路盤工	各層での埋戻し転圧状況		施工中、各層毎40m毎	
		路盤幅、各層の厚さ確認			
		掘起こしでの路盤総厚確認		転圧後、200m毎	
		転圧埋戻し完了		40m毎	
		締固め密度測定		試験箇所毎	
	舗装工	不陸整正状況		施工中、80m毎	
		タックコート、プライムコート散布状況			
		舗設状況			
		舗装幅、各層毎の厚さ確認		施工前不陸整正完了時、 各層毎40m毎	
		現場での敷均し温度測定		合材の種別毎	
そ の 他	検査	社内検査状況		適宜	
		監督員検査状況		検査毎	
		竣工検査状況		検査毎	
	その他	重要箇所及び工事監督員の指定箇所		適宜	

4-2-2 撮影にあたっての注意事項

- 1 写真撮影にあたっては工事名、工種等、測点（位置）、設計寸法、実測寸法、撮影月日、略図を記載した小黒板を被写体とともに写しこむものとする。（デジタル黒板可）
- 2 前頁表中に記載している撮影頻度で「〇〇m毎」という表現は一般的な配水管布設工事のように連続施工の場合であり、施工箇所が点在する場合は「実施箇所毎」とする。
- 3 施工状況写真、安全管理写真の撮影にあたっては撮影位置がわかるように固定された地形、構造物等を配置した撮影とする。
- 4 使用材料写真の撮影にあたっては、周辺の整理整頓を行い、関係のないものを撮影しないようにすること。また、可能な限り背景に現場の一部を入れ、工事監督員立会いのもと搬入数量が確認できるよう撮影すること。
- 5 品質管理写真の撮影にあたっては、使用試験器具等に目盛りがある場合は、写真で目盛りが確認できるように撮影すること。また、必要に応じて近影写真との組み写真とする。
- 6 出来形管理写真のうち寸法検測写真は対象物の全体に対する位置づけがわかるアングルとし、測定した寸法が判読できること。
- 7 本撮影要領に記載のない事項は【新版 土木工事写真の手引き：（社）全日本建設技術協会及び（社）全国土木施工管理技士会連合会発行】に準ずる。
- 8 写真の整理については、次の順番の通り添付すること。
 - (1) 工事標識・お願い標識
 - (2) 着手前・完成写真
 - (3) 施工状況（品質管理、出来形管理を含む）
 - (4) 安全管理
 - (5) 使用材料
 - (6) 使用機材
 - (7) その他
- 9 占用協議箇所については、定点かつ同じアングルで着手前・施工中・完了を起点・中間・終点で撮影すること。また、河川占用協議や推進工法等の特殊工法箇所については、一連の作業が分かるように撮影すること。

4-3 成果品一覧表

4-3-1 成果品一覧

No.	提出書類等	提出時期等	＜分類＞		＜書式＞		＜押印等の要否＞	
			工事 成果品	バック データ	様式	版	要 否	
①	施工計画書	工事着手前(変更の都度)	●		-	A4	否	
②	休日・夜間作業届							
	休日・夜間作業届 ※	工事施工前	○		様式2	A4	否	
③	工程表							
	工程表一覧表	完成時	○		-	A4	否	
	工程表(資料含む) ※	指示・承諾・協議・確認時	○		様式26	A4	否	
④	工事施工協議簿							
	協議内容一覧表	完成時	○		-	A4	否	
	工事施工協議簿(資料含む) ※	指示・承諾・協議・確認時	●		様式7	A4	要	主任(監理)技術者・現場代理人の押印
⑤	段階確認願							
	段階確認実施一覧表	完成時	○		-	A4	否	
	段階確認願(実施後に状況写真を添付) ※	実施前、実施後	○		様式8	A4	否	
⑥	立会願(実施した場合のみ)							
	立会実施一覧表	完成時	○		-	A4	否	
	立会結果報告(協議簿様式にて報告、状況写真を添付) ※	実施の都度	●		様式7	A4	要	主任(監理)技術者・現場代理人の押印
	立会願 ※	実施前	○		様式27	A4	否	
⑦	社内検査実施報告書							
	社内検査実施一覧表	完成時	○		-	A4	否	
	検査結果報告(状況写真を添付) ※	実施の都度	○		様式5	A4	否	
⑧	工事資材使用承諾願	使用前	●		様式1	A4	否	
⑨	試験成績表	完成時	●		-	A4	否	
⑩	使用資材集計表							
	使用資材集計表	完成時	○		-	A4	否	
	搬入資材一覧表	監督員の請求時に提示	○		様式3	A4	否	
⑪	出来形測定結果一覧表							
	出来形総括表	完成時	○		-	A4	否	
	出来形測定表	完成時	○		様式4、21	A4	否	
	配水管チェックシート	完成時	●○		様式22	A4	要	主任(監理)技術者・現場代理人の押印
	仕切弁台帳、仕切弁設置高図	完成時	●○		様式23	A4	否	
	給水装置新設工事台帳	完成時	●○		様式24	A3	否	
	切取供試体、テストピース(区画線)等	完成時		●	-	-		
⑫	出来形図	完成時	●○		-	A3	否	
⑬	品質管理報告書							
	品質管理一覧表	完成時	○		-	A4	否	
	各種試験結果報告書(水質・水圧検査等)	完成時	●○		-	A4	否	
⑭	残土運搬集計表	完成時	○		様式11	A4	否	
⑮	産業廃棄物処理集計表							
	産業廃棄物処理集計表	完成時	○		様式10	A4	否	
	マニフェスト	監督員の請求時に提示		●	-	-		
⑯	交通誘導警備員配置集計表							
	交通誘導警備員配置集計表	完成時	○		様式12	A4	否	
	日報	監督員の請求時に提示		●	-	A4		
⑰	安全訓練等実施報告書							
	安全訓練等実施一覧表	完成時	○		-	A4	否	
	安全訓練実施報告書	監督員の請求時に提示		●	-	A4		
	災害防止協議会実施資料	監督員の請求時に提示		●	-	A4		
	店社パトロール実施資料	監督員の請求時に提示		●	-	A4		
	新規入場者教育実施資料	監督員の請求時に提示		●	-	A4		
	安全巡視、作業前打合せ、KY等実施資料	監督員の請求時に提示		●	-	A4		
	その他安全関係資料	監督員の請求時に提示		●	-	A4		
⑱	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書	完成時	○		-	A4	否	
⑲	工事写真帳	完成時	○		-	A4	否	
⑳	用地境界杭確認書	確認後速やかに提出 (施工前、施工後)	●○		様式13 ～16	A4	要	地権者のサイン(施工前)

- ＜分類＞中、工事成果品欄に印のあるものは、工事の成果品として岩見沢市に納品するものを表している。
- ＜分類＞中、バックデータ欄に印のあるものは、納品せずに受注者において保管するものを表している。ただし、完成検査時には持参するほか、施工中又は工事完成後に発注者から掲示を求められた場合は、速やかに提示すること。
- ＜分類＞中、○印は電子データで納品するものを、●印は書面で納品若しくは提示するものをそれぞれ表している。●○印は電子データ及び書面で納品するものを表している。
- ＜押印等の要否＞中、要否欄に「要」と記載のあるものは、書面に押印又は署名を要するものを表している。「否」と記載のあるものはそれらが不要であることを表している。
- 提出書類等欄に※印がある書類は、メールでの提出を可とするものを表している。なお、押印を要する書類については電子印の使用を認める。
- 成果品は、可能な限りパイプファイル1冊に収めること。
- 電子データで提出するものは、別紙【提出用電子媒体のフォルダ構成と留意事項】を参考に整理すること。
- この一覧表に記載のないもの、電子データでの納品が困難なものは適宜工事監督員と協議のうえ、取り扱いを決定すること。

【提出用電子媒体のフォルダ構成と留意事項】（初回協議にて電子納品を選択した項目について、下記を参考に整理すること。）



注)1 (工種)については、例)〔道路土工〕〔排水工〕等の工種分けし、写真を検索しやすいよう、整理すること。

注)2 写真のファイル名については、任意とする(作業内容を表すファイル名、撮影時のファイル名、国土交通省等の他官庁で定めるファイル名等、どれでも可)。

注)3 工事写真については、工事状況を撮影した全ての写真を提出すること(同じ写真やあきらかに失敗した写真は削除可能)。
特に、配水管チェックシート記載項目については、必ず全箇所写真を撮影すること。

注)4 提出するDVD-Rは、ウイルスチェックを実施すること。ウイルスチェックソフトについては特に指定しないが、最新のウイルスも検出できるように常に最新データにアップデートしたものを利用すること。
DVD-R前面には、上記ラベルを参考に、工事番号、年度、工事名、受注者を記載し、プラスチックのスリムケースに格納し提出すること。

4-3-2 成果品作成にあたっての注意事項

1 施工計画書

施工計画書作成要領による。工事着手後14日以内に提出すること。

※GW,お盆、年末年始等長期連休の場合は監督員と協議とする。

2 工事資材使用承諾願（様式1）

使用する資材について、工事監督員の承諾を事前に得るものとする。

3 工程表（様式19）

(1) 様式19工程表を提出すること

(2) 施工するすべての工種及び種別を記載すること。

(3) 実施工程表は10日毎に提出すること。ただし、提出日が閉庁日の場合、閉庁日明けに提出すること。

(4) 施工計画書に記載されている計画工程表と大きく変更となる場合、実施工程表を提出すること。

(5) (1)～(4)によりがたい場合は、履行報告の方法について、協議して決定すること。

4 休日作業届（様式2）

様式2休日作業届を提出すること。

休日作業届は前日（前日が閉庁日の場合は直前の開庁日）までに提出

5 搬入資材一覧表（様式3）

表中の割増係数及び割増数(b)の欄については工事監督員に確認してから、記入すること。

6 出荷証明書、納品書等（提出は不要）

骨材の出荷証明書（搬入月日、数量のわかるもの）・運搬伝票・資材の納品伝票は受注者が保管し、求められた時のみ提示すること。

7 出来形図

(1) 出来形は延長、高さ、本数、勾配、切管の延長、延長等を設計値と対比し赤書きで記入すること。

(2) 図面データは、PDF・P21・作成したCADを提出すること。ただし、発注図面が紙データの場合は、この限りではない。

8 出来形測定結果表（様式4）

様式に従い測定表及び管理図表を作成すること。

9 仕切弁設置高図（様式 2 1）

弁筐の設置高さ、管中心高さ、弁キャップ天端高さ、地盤高から管中心までの深さ及び地盤高から弁キャップ天端までの深さについて、設計値と対比して出来形を赤書きで示すこと。

1 0 水圧試験結果報告書

水圧記録紙には試験年月日を記入し、工事監督員の確認印があるものとする。

1 1 品質管理書類（一部様式 9）

- (1) 品質管理書類には各試験成績表のほか、現場試験の成績表を含む。
- (2) 骨材の試験成績表等工事資材使用承認願と重複するものについては試験成績表を省略することができる。

1 2 社内検査結果報告書（様式 5）

社内検査結果報告書は受注者の責任において実施毎に提出すること。

1 3 段階確認（立会）願・工事施工協議簿（様式 6～8・2 7）

- (1) 段階確認及び現地立会（指定された事項の立会）等の必要がある場合は、事前に工事監督員に書類を提出しなければならない。
- (2) 段階確認（立会）結果は、施工協議簿の様式を使用し報告すること。
- (3) 受注者及び工事監督員との協議事項、工事監督員の指示・承諾事項等については、工事施工協議簿で行い、押印の上日付順に整理して提出すること。

1 4 安全大会実施報告書

- (1) 安全大会の実施計画書に基づき実施報告書を作成すること。
- (2) 使用した資料は添付する必要はない。ただし、完成検査時には持参するほか、発注者から提出を求められた場合は、速やかに提出するものとする。

1 5 建設副産物処理報告書

- (1) 産業廃棄物については品目毎、日毎等マニフェストにより集計表を作成し、設計値と対比すること。
- (2) マニフェストについては、工事監督員が監督業務の中で原本を確認するものとし、提出書類としてマニフェストの写しを添付する必要はない。確認後は原本を受注者が5年間保管するものとする。ただし、完成検査時には原本を持参するほか、その他発注者から提出を求められた場合は、速やかに提出するものとする。

1 6 仕切弁台帳（様式24）

- (1) 周辺の人孔蓋、雨水桝、電柱、信号柱、街路灯、建造物等その位置がしばらく変化しないと思われる構造物からの距離をひとつの仕切弁に対して3箇所以上計測し、記載すること。ただし、郊外等で周辺に計測できる構造物が3箇所に満たない場合は、監督員と協議すること。また、近接した仕切弁がある場合については、仕切弁間の距離も計測すること。
- (2) 同じ交差点内若しくは近接して、既設仕切弁がある場合も（1）の要領で計測し、記載すること。
- (3) 埋殺しの仕切弁についても(1)の要領で計測し、記載しておくこと。
- (4) 既存の仕切弁台帳がある場合、その記載内容が現地と合致しているか（開閉含む）を確認し、今工事分と合わせた形で台帳を整備すること。
- (5) 様式24仕切弁台帳をPDFで作成し、1部提出すること。

1 7 給水装置新設工事台帳（様式23-1）

- (1) 1軒(水道番号)につき1部作成すること(使用者等の押印は不要)。
その際、水道番号を必ず記載すること。
- (2) 工事場所見取図には、住所、道路名、住宅名が記載されている地図を貼付し、施工箇所を赤書きで明記すること。
- (3) 給水台帳の裏面については、施工した給水の分水位置、管径等が明確にわかるように、受信器、仕切弁又は道路構造物等からのオフセットを記載した平面図及び配管図等を作成すること。
- (4) 既設給水管との接続位置および接続管種を明確に記載すること(境界から民地側0.5m、境界から道路側0.8m等)。
- (5) 様式23-2給水台帳平面図をPDFで作成し、1部提出すること。

1 8 工事写真帳

- (1) 工事写真の撮影基準は写真撮影要領による。
- (2) 工事写真帳の大きさはA4版とする。

- (3) 写真はカラーとする。

有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3：4程度とする。(100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度)

- (4) 工事写真は写真管理する測点を定め、同じ位置及び構図により、その測点毎に着手前、仮設工、土工、管布設工、付帯工、完成写真等が一連の中で確認できるよう、わかりやすく貼付すること。
- (5) 撮影した写真原本については、工事写真管理ソフトや工種毎のフォルダ分け等により整理された状態でCD-ROM（容量が大きい場合はDVD-ROM）に記録し提出すること。また、CD-ROM（DVD-ROM）自体に直接、施工年度、工事番号、工事名、施工業者名を明示すること。

19 残土処理集計表（様式11）

別添残土処理集計表の様式に記入すること。受入証明書（受入期間、受入台数の計、換算受入土量の計がわかるもの）を添付すること。日毎の伝票等は受注者が保管するものとし、提出書類として写しなどを添付する必要はない。ただし、完成検査時には持参するほか、発注者から提出を求められた場合は、速やかに提出するものとする。

20 交通誘導警備員集計表（様式12）

実績証明書（稼働期間、交通誘導警備員A、B毎の稼働時間数の計がわかるもの）を添付すること。日毎の伝票等は受注者が保管するものとし、提出書類として写しなどを添付する必要はない。ただし、完成検査時には持参するほか、発注者から提出を求められた場合は、速やかに提出するものとする。

21 成果品収納箱

- (1) 成果品は極力キングファイル1冊にまとめること。1冊にまとめられない場合は舗装のコア等も含めて収納箱に収めて提出すること。
- (2) 収納箱は、『NC'BOX 22』又は『NC'BOX 45』アステージ（株）製とする。なお、必要に応じ工事監督員と協議すること。
- (3) 施工年度、工事番号、工事名、施工業者名、工期をなるべく大きく見やすい字で記載したものを上面と側面（面積の狭い部分）に、はがれないよう貼付すること。

4-4 施工計画書作成要領

4-4-1 施工計画書作成要領

施工計画書は工事を施工する上で基本となることを理解し、施工計画書を遵守し工事の施工に当たること。この場合、施工計画書の内容は、下記事項について最低限記載するとともに各現場に応じたものを作成すること。また、分水栓取替工事等小規模な工事においては、工事監督員の承諾を得て記載内容を省略することができる。

なお、工事中に変更の必要が生じた時はすみやかに変更計画を提出すること。

また、変更計画には「変更施工計画書表紙」を用いて提出するものとし、記載事項は記載例によること。

施工計画書の表紙には課長・主任監督員・監督員の押印欄を設けること。

1 工事概要

- (1) 位置図（方位を入れること）
- (2) 工事概要（設計内訳含む）
- (3) 地元対策（回覧等）

2 計画工程表等

- (1) 計画工程表（様式19）

工程が当初と大きく変更される場合は新たな工程表を提出すること。また、成果品提出の際には実際の工程と比較できるようにすること。

- (2) 労務計画（様式20）

成果品提出の際には実績と比較できるようにすること。

- (3) 機械使用計画（様式20）

成果品提出の際には実績と比較できるようにすること。また、使用している機械が排出ガス対策型機械であるか確認するため製作会社名及び機械の型式は必ず記載すること。

3 現場組織表

- (1) 現場責任者等の配置図
- (2) 施工体系図
- (3) 施工体制台帳1・2・3、注文請書の写し
- (4) 配水管技能者等届（様式18）を作成し、配管技能者認定書等の写しと併せて添付すること。
- (5) 作業員名簿

4 主要資材

工事使用材料表（様式1-2）を参考とし、各部材等の数量を記載すること。

5 施工方法

- (1) 特記仕様書に記載されている項目への対応を記載すること。
- (2) 施工方法については、工種毎に略図等を用い簡潔に解りやすく記載すること。

- (3) 特に掘削、埋戻し（層状転圧）の作業方法、土留の有無及び施工方法、舗装復旧方法等道路に影響を及ぼす工種については、詳細まで明記すること。
- (4) 標準図使用の工事については標準図を添付し、該当部分を色塗り等で示すこと。
なお、仕様と異なる施工方法等を用いる場合は、特に詳細に記載すること。

6 施工管理計画

- (1) 出来形管理
測定の方法、測定頻度等を記載すること。
- (2) 品質管理
試験の方法、試験頻度等を記載すること。
- (3) 写真管理
撮影の内容、撮影頻度等を記載すること。
- (4) 監督員立会・段階確認
実施の内容、時期等を記載すること。

7 緊急時の体制及び対応

緊急連絡網のうち他埋設物管理者連絡等で携帯電話により連絡がとれる場合は携帯電話番号を記載すること。また、下請負業者の連絡先も記載すること。

8 安全管理

- (1) 安全管理計画として、安全管理対策の実施内容、管理体制、安全目標等を記載すること。
- (2) 安全大会訓練については、実施計画を作成すること。
- (3) 環境対策について明記すること。

9 交通管理

交通規制計画については、車両通行止、片側交互通行等の計画書及び保安施設の設置計画図を各現場ごとに記載及び添付し、過積載防止対策について明記すること。

10 現場作業環境の整備

現場事務所や資材置場、仮設トイレの設置等、作業環境の整備に関する計画について記載すること。

11 残土処分計画

- (1) 搬出先、運搬業者名、運搬経路（距離含む）等を明確にすること。
- (2) 市の指定した残土処理場以外に建設残土を運搬する場合は、その土地所有者が許可したことを証明できる書類を添付すること。

1 2 建設副産物の適正処理計画

- (1) 搬出先、運搬業者名、運搬経路（距離含む）等を明確にすること。
- (2) 処理、収集運搬に係る「建設廃棄物処理委託契約書」の写しを添付すること。
- (3) 搬出先の「産業廃棄物処分業許可証」及び収集運搬業者の「産業廃棄物収集運搬業許可証」の写しを添付すること。

1 3 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書

再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、添付すること。

1 4 社内検査

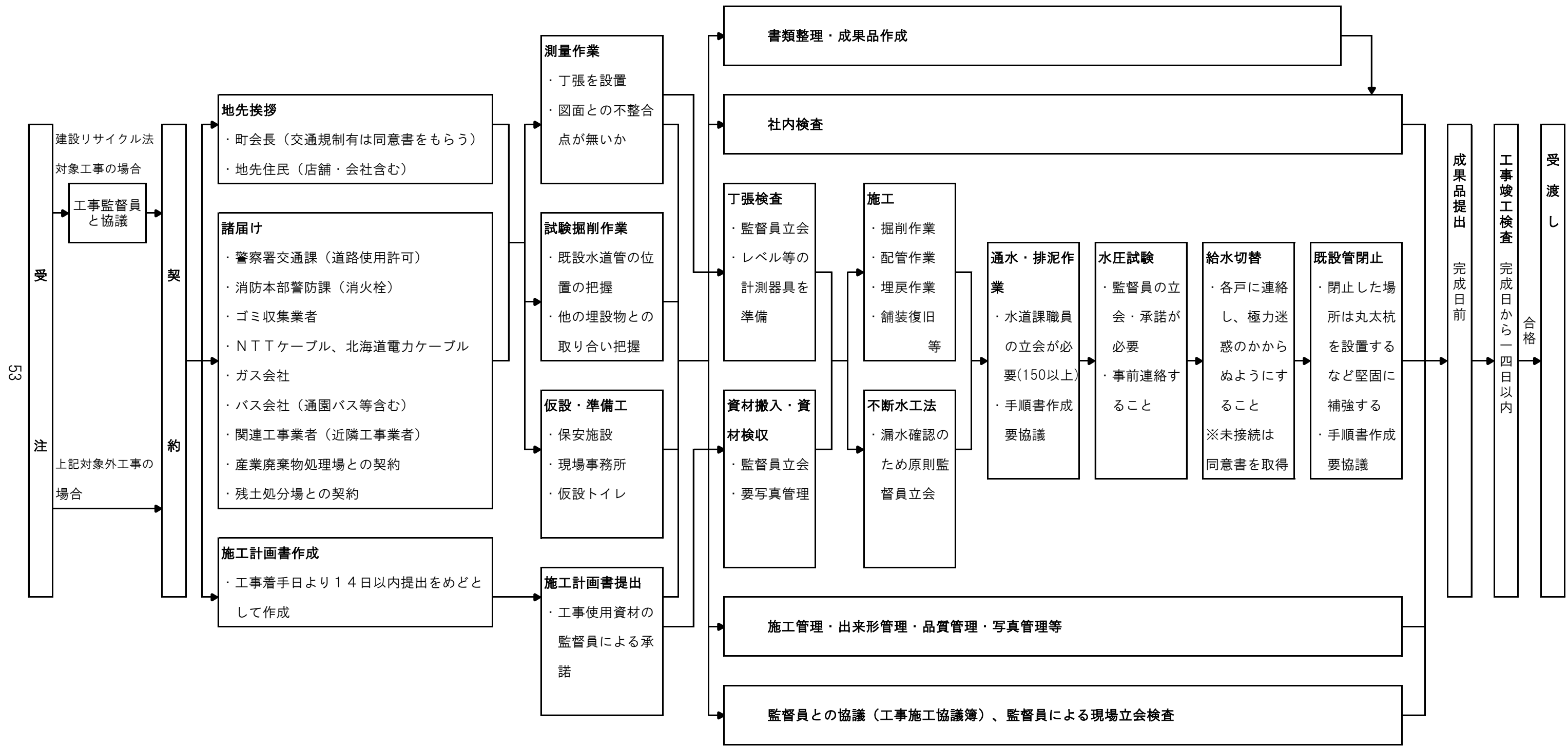
- (1) 社内検査計画の中で社内検査員を任命し、任命した社内検査員の役職名及び氏名を記載すること。また、選任した社内検査員の経歴書（資格証写し）等も添付すること。
- (2) 実施する社内検査の内容を詳細に記載すること。

1 5 許可書類等の写し

道路（河川・公園・溝路等）占用許可書の写し、地下埋設物等確認書の写し等を添付すること。

1 6 その他（創意工夫・必要事項等）

工事施工において自ら立案した創意工夫や高度技術、地域社会への貢献等に関する項目について計画し、記載すること。



様式集

様式 1－1	工事資材使用承諾願
様式 1－2	工事使用材料表
様式 2	休日（夜間）作業届
様式 3	搬入資材一覧表
様式 4－1	高さ（管中心高）or土被り 出来形測定表
様式 4－2	高さ（管中心高）or土被り 出来形管理図表
様式 4－3	【土工・路盤(車)・路盤(歩)・舗装(車)・舗装(歩)】 厚さ・深さ 出来形測定表
様式 4－4	【土工・路盤(車)・路盤(歩)・舗装(車)・舗装(歩)】 幅 出来形測定表
様式 4－5	中心線の蛇行（ズレ）出来形測定表
様式 4－6	中心線の蛇行（ズレ）出来形管理図表
様式 5	工事社内検査実施結果報告書
様式 6	工事監督員検査実施結果報告書
様式 7	工事施工協議簿
様式 8	段階確認願
様式 9	球体落下試験表
様式 10	建設副産物処理集計表
様式 11	残土処理集計表
様式 12	交通誘導警備員稼働集計表
様式 13	土地所有者一覧表
様式 14	位置図
様式 15	地番図
様式 16－1	用地境界杭施工前確認書
様式 16－2	用地境界杭施工後確認書
様式 17	仕切弁位置調書
様式 18	配水管技能者等届
様式 19	計画工程表
様式 20	労務計画・機械使用計画
様式 21	仕切弁設置高図
様式 22	接合チェックシート
様式 23－1	給水装置新設工事台帳
様式 23－2	給水台帳平面図
様式 24	仕切弁台帳
様式 25	変更施工計画書表紙
様式 26	立会願

令和 年 月 日

監督員 ○ ○ ○ ○ 様

岩見沢市×条▽丁目□番○号

○○▽▽株式会社

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

工 事 資 材 使 用 承 諾 願 (第 ○ 回)

工 事 番 号

工 事 名

上記の工事について、別紙工事使用材料表のとおり資材を使用したく、関係書類を添えて提出しますのでご承諾お願いします。

承 諾 書

令和 年 月 日

別紙資材の使用を承諾する。

監督員 ○ ○ ○ ○

工 事 使 用 材 料 表

[illegible]

主任監督員	監督員

令和 年 月 日

休日(夜間)作業届

監督員 ○○○○ 様

工 事 名
受 注 者 ○○▽▽株式会社
現場代理人 ○ ○ ○ ○

下記の日に休日(夜間)作業を行うため、届け出いたします。

日 時	作 業 内 容	理 由
令和 年 月 日		

緊急時の連絡体制

現 場	現場代理人 ○○ ○○	携帯電話	
		会 社	
会 社	休日出勤者 ○○ ○○	携帯電話	
		会 社	

特記事項

注) 官公庁の休日又は夜間に現道上の工事又は工事監督員が把握していない作業を行う場合、事前に工事監督員に提出すること。

搬入資材一覽表

工 事 名

受注者名

現場代理人 ○ ○ ○ ○

[illegible]

高さ（管中心高） or 土被り 出来形測定表

測定者 ○ ○ ○ ○

工種 管布設工					
測 点	管 中 心 高 or 土 被 り				備 考
	設計値 (m)	測定値 (m)	差 (m)	規格値 (m)	
記事					

- 1) 測定位置は、起終点と途中仕切弁及び40mごととする。
- 2) 社内規格値を設定している場合は備考欄に記入すること。

高さ（管中心高） or 土被り 出来形管理図表

工 種		管布設工(開削)										測定者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
測 点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
左 差																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
設 計 値 と の 差 (cm)	+																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

- 1) 路線ごとに作成する。
- 2) 設計値との差の線は赤色、規格値の線を青色で書き入れること。
- 3) 社内規格値を設定している場合は、社内規格値の線を緑色で書き入れること。

土 工 深 さ

出来形測定表

測定者 ○ ○ ○ ○

土工or路盤or舗装

工種 土 工		厚 さ ・ 深 さ				備 考
測 点		設計値 (m)	測定値 (m)	差 (m)	規格値 (m)	

記事

- 1) 測定位置は、起終点と第 4 章 施工管理基準の測定基準による。
- 2) 工種を記入する。
- 3) 社内規格値を設定している場合は備考欄に記入すること。

中心線の蛇行（ズレ） 出来形測定表

測定者 ○ ○ ○ ○

工種 管布設工					
測 点	中 心 線 の ズ レ				備 考
	設計値(m)	測定値(m)	差(m)	規格値(m)	
記事					

- 1) 測定位置は、起終点と途中仕切弁及び40mごととする。
- 2) 社内規格値を設定している場合は備考欄に記入すること。

土 工 幅

出来形測定表

測定者 ○ ○ ○ ○

土工or路盤or舗装

工種 土 工					
測 点	幅				備 考
	設計値 (m)	測定値 (m)	差 (m)	規格値 (m)	
記事					

- 1) 測定位置は、起終点と 4 0 mごととする。
- 2) 工種を記入する。
- 3) 社内規格値を設定している場合は備考欄に記入すること。

工事社内検査実施結果報告書

令和 年 月 日

岩見沢市長 □ □ □ □ 様

〇〇▽▽株式会社

工 事 名 ○○○○○○線配水管布設工事

受注者 代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

上記工事の社内検査を実施しましたので、その結果について下記の通り報告します。

検査員 専務取締役 △ △ △ △

[illegible]

令和 年 月 日

〇〇▽▽株式会社

受注者 代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

検査員 専務取締役 △ △ △ △

[illegible]

令和 年 月 日

工 事 名 ○○○○○○線配水管布設工事

監督員 ○ ○ ○ ○

[illegible]

令和 年 月 日

監督員 ○ ○ ○ ○

[illegible]

工 事 施 工 協 議 簿

[指示 ・ 承諾 ・ 協議 ・ 確認]

工 事 名		工 事 員		主 任 員	監 督 員
		署 名			
受 注 者		役 職 名		現 場 主 任	代 理 人 技 術 者 等
		署 名			
協 議 年 月 日	令和 年 月 日	署 名			
記 載 者	内 容				
協 議 事 項					
		合 意 事 項			
工事内容の変更対象と ☐ しない					
☐ する。ただし、詳細については、別途指示する。					
協議簿最終取交し日	令和 年 月 日	協議簿通し番号	No.		

主任監督員名を
記載すること

令和 年 月 日

主任監督員

様

(受注者名)

現場代理人

段 階 確 認 願 (第 回)

下記について、段階確認をお願いします。

記

段階確認の内容

工事名					実施希望日	令和 年 月 日
工 種	細 目 等	品 質 規 格	区 域 等	数量等	呼称	備 考

上記の段階確認について、以下のとおり実施します。

主任監督員名を
記載すること

枠内印字NG

主任監督員

印

実施日時	令和 年 月 日 時 分から	実施者名	
実施場所	☐ 工事現場、 ☐ 製作工場、 ☐ (実施場所)		
実施方法	☐ 臨 場、 ☐ 机 上		
必要書類	☐ 設計図書、 ☐ 測量結果、 ☐ 出来形図等、 ☐ 品質規格証明等 ☐ 施工管理記録、 ☐ 写真、 ☐ (その他必要書類等)		
特記事項			

印字NG

令和 年 月 日 の段階確認の結果、設計図書のとおり施工されて
☐ いる。 ☐ いない。 ☐ 詳細については、別途指示する。

令和 年 月 日

主任監督員

印

(主 旨)

主任監督員名を
記載すること

本様式は、受注者が段階確認を受ける必要がある場合に工事監督員に提出するものである。

(作成上の注意)

該当する□内にレを記入すること。

測定者 ○ ○ ○ ○

[illegible]

- 1) 試験日別に作成する。
- 2) 平均値は上下 2 回ずつを削除し計算する。

データシート添付

建設副産物処理集計表

No. _____

工 事 名 _____

受 注 者 名 _____

現場代理人

(単位 t)

搬出月日	建設副産物の種類	搬出数量	累計数量

建設副産物の種類	設計数量	搬出数量合計	最終処分業者

収集・運搬業者名

残土処理集計表

No. _____

工 事 名 _____

受 注 者 名 _____

現場代理人

(単位 m3)

搬出月日	運搬車の種類	搬出数量	累計数量

	設計数量	搬出数量合計	残土搬入場所
残 土			

交通誘導警備員稼働集計表

No. _____

工 事 名 _____

受 注 者 名 _____ 現場代理人

稼働月日	作 業 工 種	交通誘導警備員 A			交通誘導警備員 B		
		稼働人員 (人)	稼働時間 (h)	累計時間 (h)	稼働人員 (人)	稼働時間 (h)	累計時間 (h)

	稼働時間 (h) ①	設計人数 (人) ②	稼働人数 (人) ③ = ① ÷ 8	設計人数 - 稼働人数 ② - ③
交通誘導警備員 A				
交通誘導警備員 B				
合 計				

土地所有者一覽表

工事番号 ○○○○

令和 年度 ○○○○○線配水管布設工事

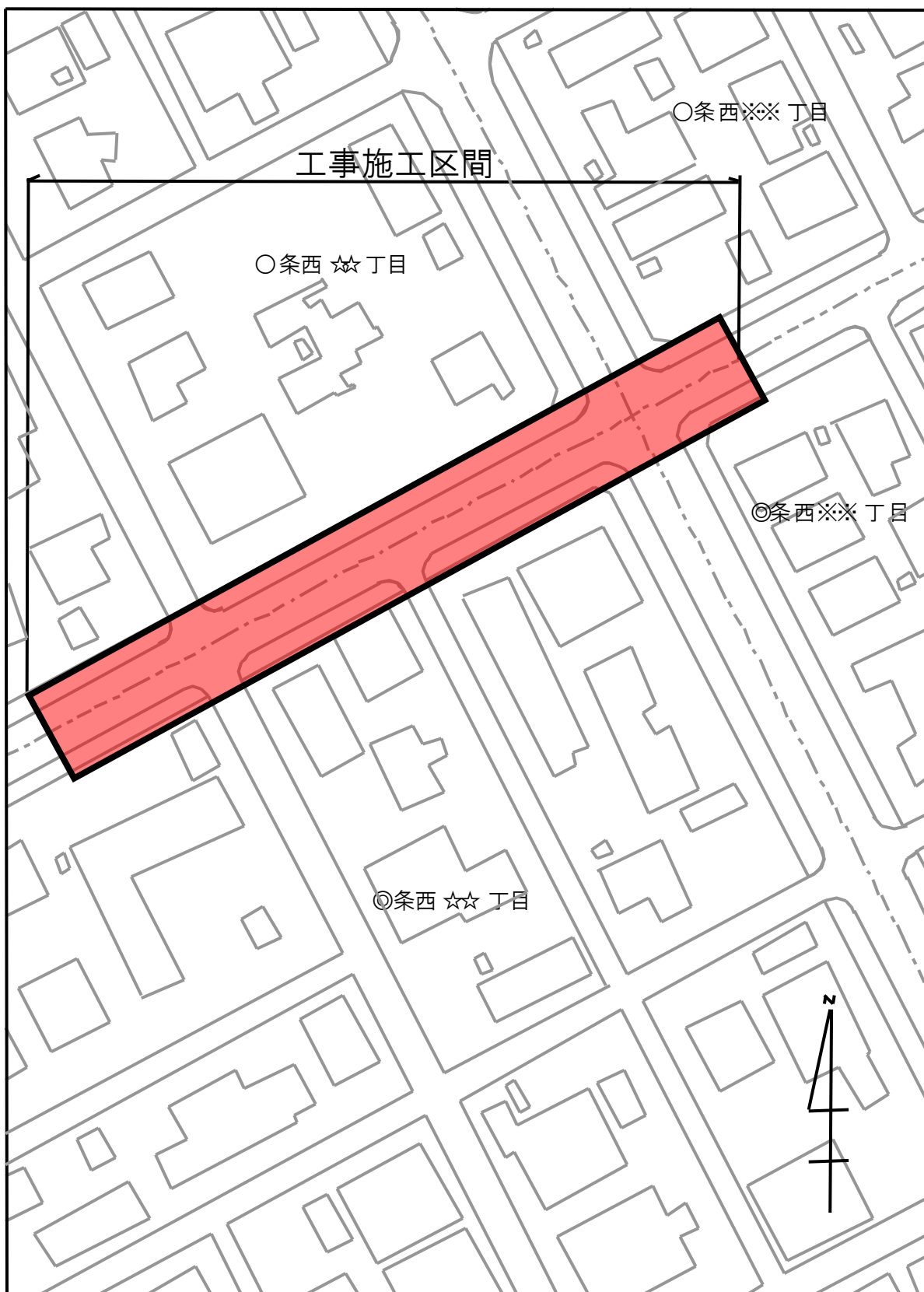
×××××株式会社

監督員 ○○○○

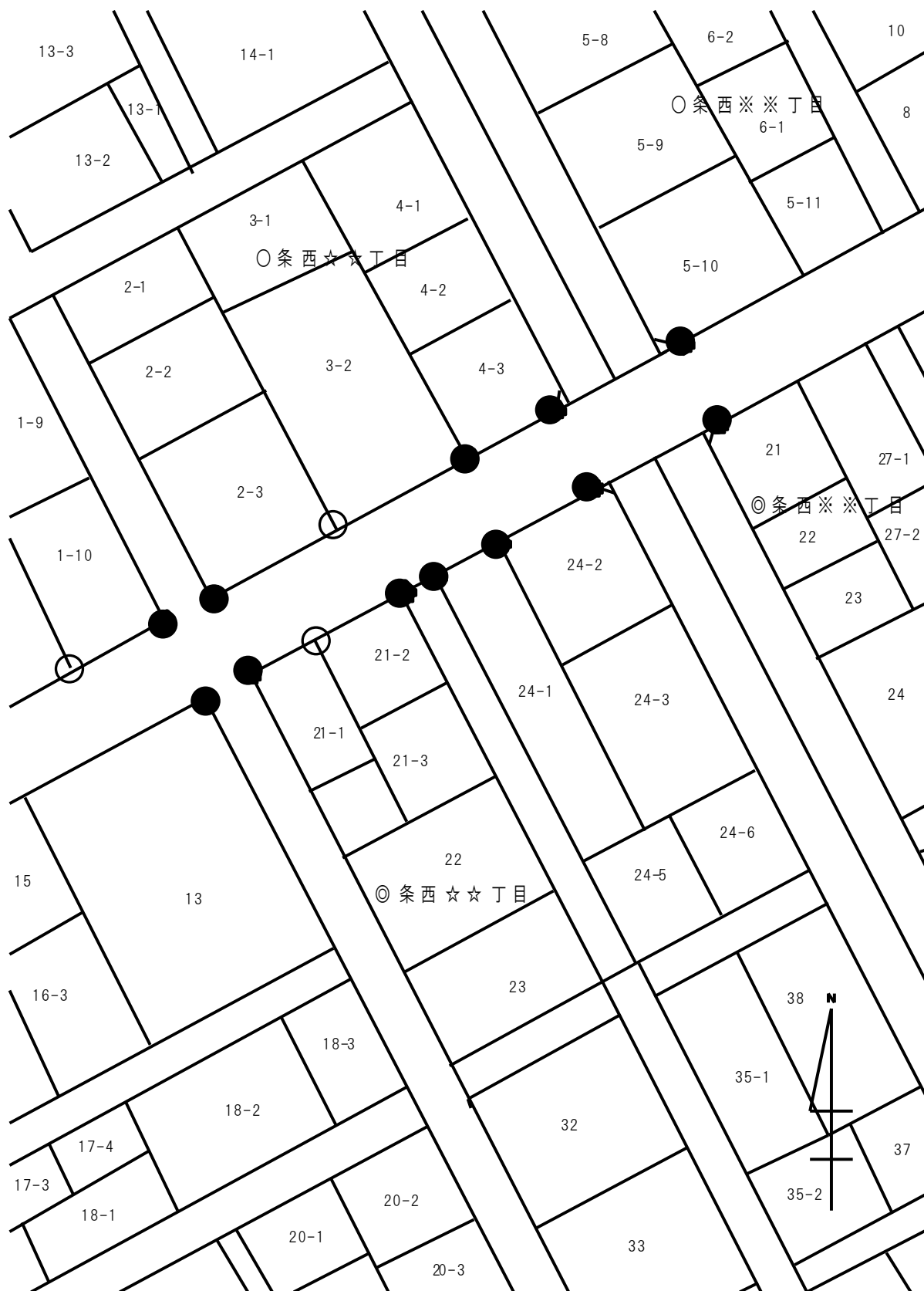
現場代理人 ○○○○

[illegible]

位 置 図



地 番 図



用地境界杭施工前確認書

工 事 名 : ○○○○○線配水管布設工事

土地の標示 : 岩見沢市☆条西☆☆丁目☆番地☆

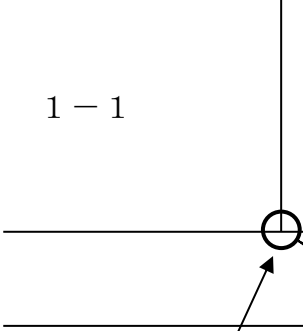
工事施工者 ××××××株式会社

代表取締役 ××× ××× 印

上記の土地とその土地に接する市道敷地との境界杭の有無（境界杭が有る場合は、工事施工前の現況の位置）について、ご確認願います。

略 図 ・ 現 況 写 真

1-1



2-1

2-2

○○○○○線



境界杭が現地に
無い場合：○
有る場合：●



デジタルカメラで撮影し、
画像はカラーでプリントすること。

境界杭の有無について、確認しました。

令和□□年□□月□□日

土地所有者

岩見沢市△△条△△丁目△番△号

△△△

△△△

署名が自筆の場合
は押印不要

用地境界杭施工後確認書

工 事 名 : ○○○○○線配水管布設工事

土地の標示 : 岩見沢市☆条西☆☆丁目☆番地☆

工事施工者 ××××××株式会社
代表取締役 ××× ××× 印

上記の土地とその土地に接する市道敷地との境界杭について、工事施工後の状況をご報告いたします。

略 図 ・ 現 況 写 真

1 - 1 2 - 1 2 - 2

○○○○○線

境界杭が現地に
無い場合：○
有る場合：●

デジタルカメラで撮影し、
画像はカラーでプリントすること。

仕 切 弁 位 置 調 書

工事番号

工 事 名

仕切弁位置	X座標	Y座標	仕切弁蓋上高	仕切弁天じん高	管中心高	弁機能 弁種類

※位置図及び座標成果（世界測地系）を添付すること。
※弁機能は、『本管・排泥・消火栓・連絡・取出し』を記載すること。
※弁種類は、ソフトシール弁は『S』、バタフライ弁は『B』と記載すること。

令和 年 月 日

監督員 ○ ○ ○ ○ 様

岩見沢市×条▽丁目□番○号

○○▽▽株式会社

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

配水管技能者等届

1 工 事 名 _____

本工事は、下記資格者をもって施工いたします。

2 氏 名 ○ ○ ○ ○ 所属会社名 _____

生 年 月 日 大正・昭和・平成 年 月 日 才

☐ JWWA配水管技能者名簿登録 (一般・耐震継手 (φ 4 5 0 以下))
【 】

☐ " 大口径 (φ 5 0 0 以上)
【 】

☐ 配ポリ配管施工講習受講修了 E F 継手類・サドル、鋳鉄サドル付分水栓
離脱防止型継輪 【 】

☐ 配管技能士 (一級・二級) 【 】

☐ 配水管施工技能者 【 】

☐ 配管技工 (一級) 【 】

☐ 給水装置工事配管技能者 【 】

※該当資格にチェックをつけ、その資格の認定書等写しを添付すること。
※【 】内には認定番号・登録番号等を記入すること。

計 画 工 程 表

工 事 名 ○○○○線配水管布設工事

工 期 着 手 令 和 年 月 日
完 成 令 和 年 月 日

受 注 者 株式会社○○○○○
主任技術者 ○ ○ ○ ○
現場代理人 ○ ○ ○ ○

工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	構 成 比	工 期						備 考
						5 月 10 20	6 月 10 20	7 月 10 20	8 月 10 20	9 月 10 20	10 月 10 20	
準備工			式	1.0	1.0							
仮設工	試掘工		箇所	3.0	3.0							
管路土工	掘削工	0.28m3 BH	m3	63.0	20.0							
	埋戻工	砂質系購入土	m3	31.0	10.0							
管布設工	配水管布設工	HPPE φ50	m	100.0	20.0							
	給水管切替	PP φ20	m	30.0	10.0							
付帯工	舗装切断		m	400.0	5.0							
	舗装取壊工	t=8cm	m ²	50.0	5.0							
	車道路盤工	t=55cm	m ²	50.0	10.0							
	芝張工		m ²	10.0	5.0							
	舗装復旧工	t=8cm	m ²	40.0	10.0							
跡片付			式	1.0	1.0							
段 階 確 認							11日(丁張検査・資材検収) 18日(不断水分岐工)	18日(水圧試験) 19日(水質検査)				
社 内 検 査							10日(丁張検査・資材検収) 19日(土工・管布設工)	2日(土工・管布設工) 18日(水圧試験)	2日(芝張工・舗装復旧工) 10日(成果書類検査)			
(黒) 計画工程 (上段) (赤) 実施工程 (下段) (黒) 計画出来高 (赤) 実施出来高 工期範囲						5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	100 90 80 70 60 50 40 30 20 10 0

令和 年 月 日 提出

●労務計画

職 種	単 位	○月	○月	○月	○月	○月	○月	備 考
○○工	延人数	5	50	50	25	10		
		5	50	50	10	5		
○○工	〃	10	100	100	50	20		
		10	100	100	25	10		
○○員	〃	5	50	50	25	10	5	
		5	50	50	25	5	5	
○○員	〃	5	25	25	10	5	5	
		5	25	25	10	5	5	

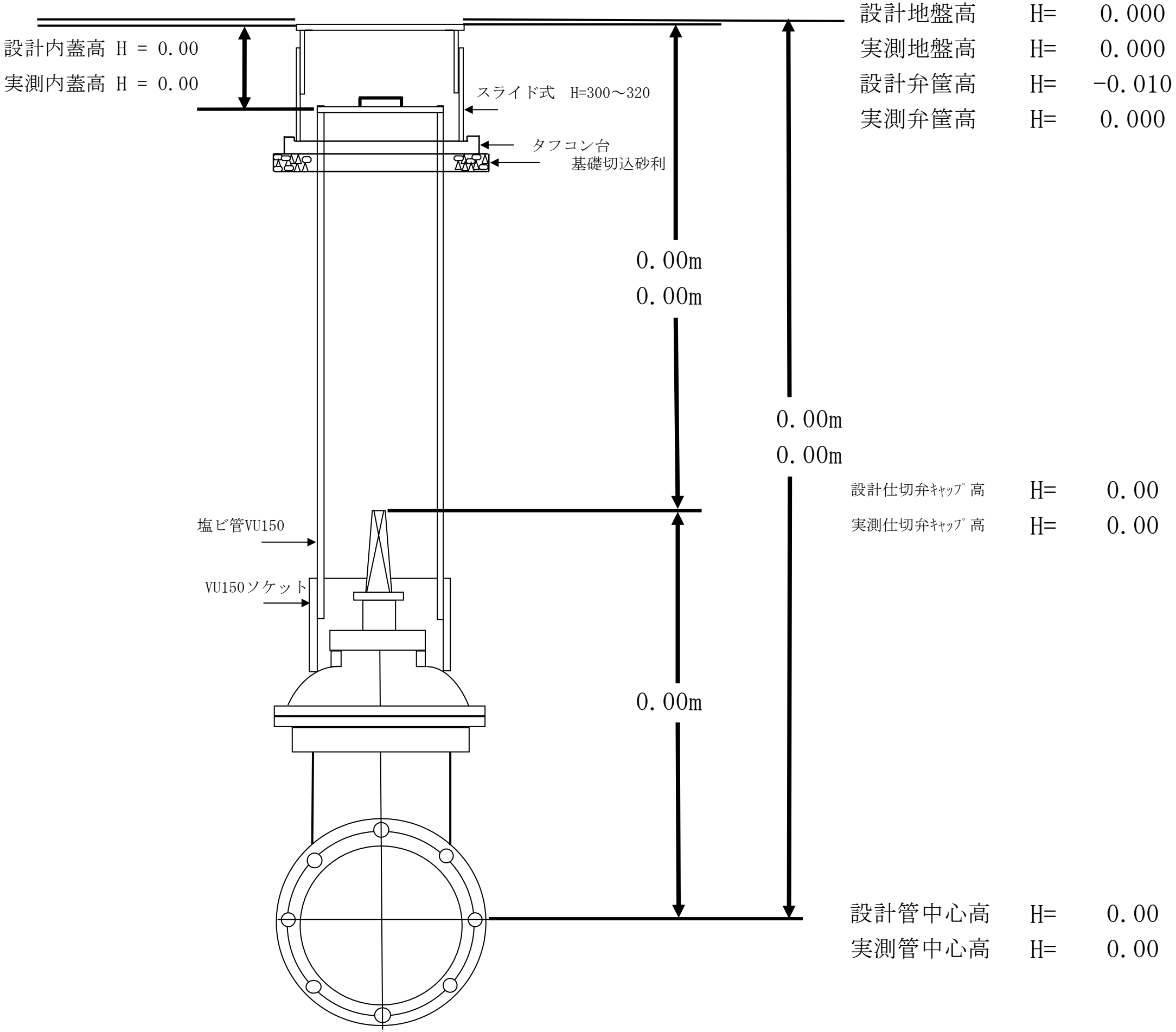
●機械使用計画

機械名	制作会社 型 式	規 格	台数	搬入及び使用時期						備 考
				○月	○月	○月	○月	○月	○月	
バックホウ	○○ ★★-▲■	0.28m3	2							排対 ○
ブルドーザー	○○ ★★-▲■	21t	1							排対 ○
タイヤローダー	○○ ★★-▲■	8～20t	1							排対 ○

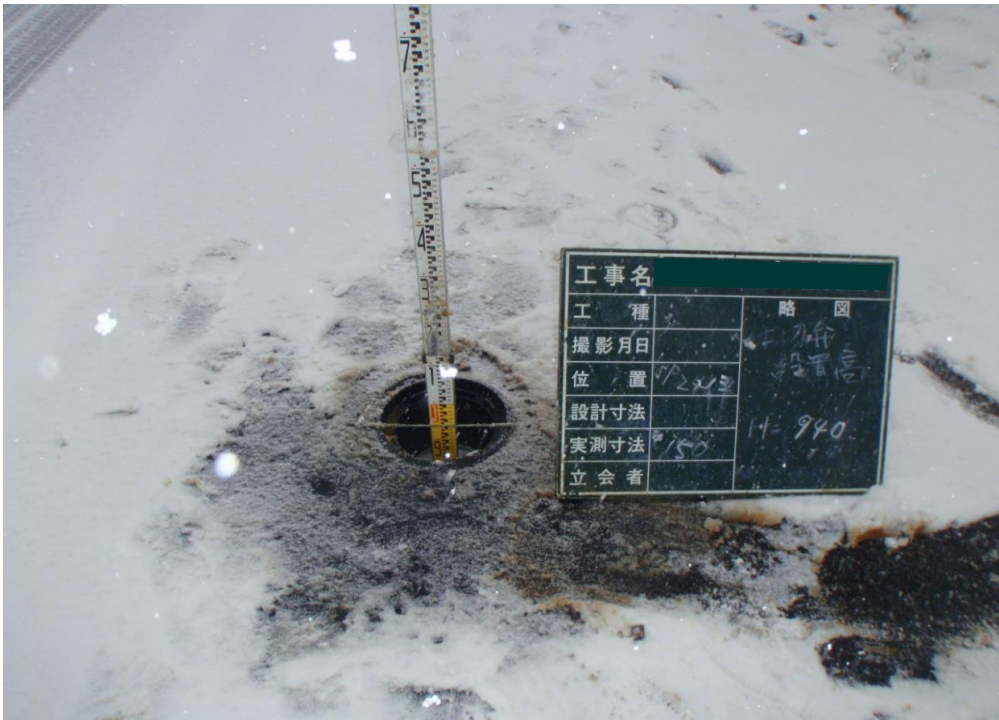
●●●●線配水管布設工事

No. 1

S P = 0.00 ϕ 50mm バタフライ弁



測定写真



変更施工計画書表紙（兼 変更・追加履歴）

主任監督員	監督員

受 注 者 〇〇建設株式会社

現場代理人 〇〇 〇〇

工事番号 〇〇〇〇

工 事 名 〇〇線配水管布設工事

No.	提出年月日	主な事由	変更・追加対象の項目
1	2020. 5. 10	当初	
2	2020. 5. 30	下請業者決定	現場組織表、指定機械、主要資材
3	2020. 6. 1	進捗状況報告	計画工程表
4	2020. 6. 10	第 1 回設計変更	工事概要、計画工程表、施工方法、施工管理計画
5	2020. 6. 20	下請工期変更	現場組織表
6	2020. 7. 1	進捗状況報告	計画工程表
7	2020. 7. 20	第 2 回設計変更	工事概要、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画
8	施工計画書の変更・追加が発生した主な理由を簡 変更・追加した書類が分類される施工計画書の項目を記載する。		
9			
10	本様式は、施工計画の内容に変更があった際の、変更施工計画書の表紙に当たるものである。本様式に変更・追加分の施工計画書を添付し、提出すること。 当初提出した施工計画書をNo.1 とし、それ以降、変更や追加があった順に整理する。今回提出する部分を赤色で着色する。		
11			
12			

立 会 願

令和 年 月 日

(主任監督員) 様

(受注者名)
現場代理人

下記項目について、立会をお願いします。

工 事 名					
項 目	内 容				
希 望 日 時	令和 年 月 日 時 分				

上記項目について、令和 年 月 日 時に立会を実施します。

令和 年 月 日

印字OK

印字NG

印字NG

枠内印字NG

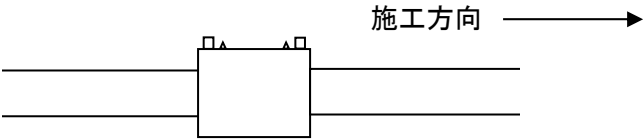
(監督員) 印

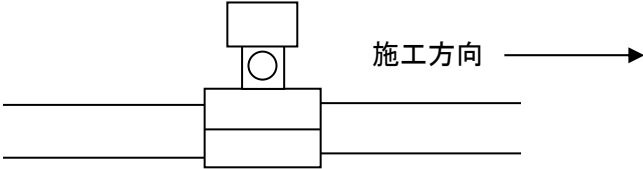
実施日時	令和 年 月 日 時 分から	実施者名	
------	----------------	------	--

(主 旨)

本様式は、設計図書において現場代理人が工事監督員の立会を受ける必要がある場合に、工事監督員に提出するものである。

- 注 1 本様式は現場代理人が保管することとし、工事監督員はその写しを受け取ること。
- 2 立会いの内容については、工事施工協議簿にて明らかにすること。

EF 接合チェックシート										
工事名：										
呼び径			mm		図面No.・測点：					
発電機の仕様：					コントローラの仕様：					
正常作動確認：					正常作動確認：					
										
継 手 No.										
略 図										
天候										
陸継ぎの有無										
曲げ施工の有無										
湧水の有無										
管の点検・清掃										
スクレープ										
エタノール(アセトン)清掃										
標線の確認										
通電終了時刻										
インジケータの確認										
クランプ取り外し時刻										
埋戻し開始時刻										
接合総合判定										
備考：										
施工年月日							主任技術者		配管工	
令和 年 月 日										

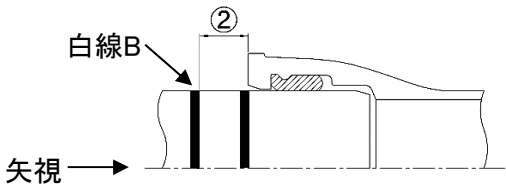
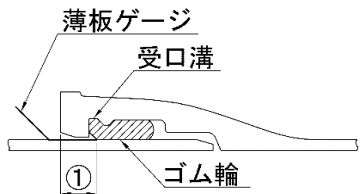
EF 接合チェックシート										
工事名：										
呼び径 mm				施工ヶ所：						
発電機の仕様：						コントローラの仕様：				
正常作動確認：						正常作動確認：				
										
継手 No.										
略 図										
天候										
陸継ぎの有無										
湧水の有無										
管の点検・清掃										
スクレープ										
エタノール(70%) 清掃										
標線の確認										
通电終了時刻										
インジケータの確認										
クランプ取り外し時刻										
埋戻し開始時刻										
接合総合判定										
備考：										
施工年月日				施工会社名			主任技術者		配管工	
令和 年 月 日										

令和 年 月 日

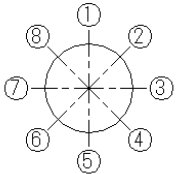
T形継手チェックシート

工事名	
図面No.・測点	
呼び径	

主任 技術者	配管工



測定位置



注) 呼び径300以下の場合は
1,3,5,7の4ヶ所とする

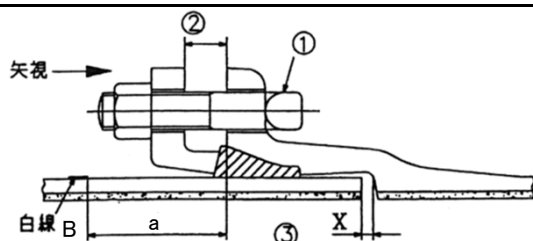
管 No.							
管の種類							
略 図							
継 手 No.							
清 掃	← 接合要領書に従って、管を清掃したら「OK」を記入する。						
滑 剤	← 接合要領書に従って、滑剤を塗布したら「OK」を記入する。						
受 口 溝 の 確 認	← 接合要領書に従って、受口溝を確認したら「OK」を記入する。						
①受口端面～ ゴム輪の間隔	①						
	②						
	③						
	④	← 受口端面からゴム輪までの間隔(mm)を記入する。					
	⑤						
	⑥						
	⑦						
	⑧						
②受口端面～ 白線Bの間 隔	①						
	②						
	③						
	④	← 受口端面～白線Bの間隔(mm) または 胴付間隔(mm)を記入する。					
	⑤	大口径の場合は胴付寸法を記入しても良い。					
	⑥						
	⑦						
	⑧						
判 定	← 全てのチェック項目を満足していれば「OK」を記入する。						

K形継手チェックシート

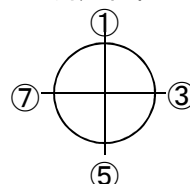
令和 年 月 日

工事名	
図面No.・測点	
呼び径	

主任 技術者	配管工



測定位置



④ ゴム輪の出入り状態



5mmを超える場合



5mm以下



0mm以下

管 No.							
管の種類							
略 図							
継 手 No.							
清 掃	← 接合要領書に従って、管を清掃したら「OK」を記入する。						
滑 剤	← 接合要領書に従って、滑剤を塗布したら「OK」を記入する。						
①ボルト	数	← 締め付けたボルトの本数(本)を記入する。					
	トルク (N・m)	← T頭ボルトの締め付けトルクを記入する。					
②押輪～ 受口端面間隔	①						
	③	← 押輪～受口の間隔(mm)を記入する。					
	⑤						
	⑦						
③受口端面～ 白線Bの間隔(a) または胴付間隔 (X)	①						
	③	← 受口端面～白線Bの間隔(a)(mm) または 胴付間隔(X)(mm)を記入する。					
	⑤						
	⑦						
④ゴム輪の 出入状態	①						
	③	← ゴム輪の出入状態を記入する。					
	⑤						
	⑦						
判 定	← 全てのチェック項目を満足していれば「OK」を記入する。						

判定基準

②押輪～受口端面の間隔 : 最大値－最小値≤5mm(同一円周上)

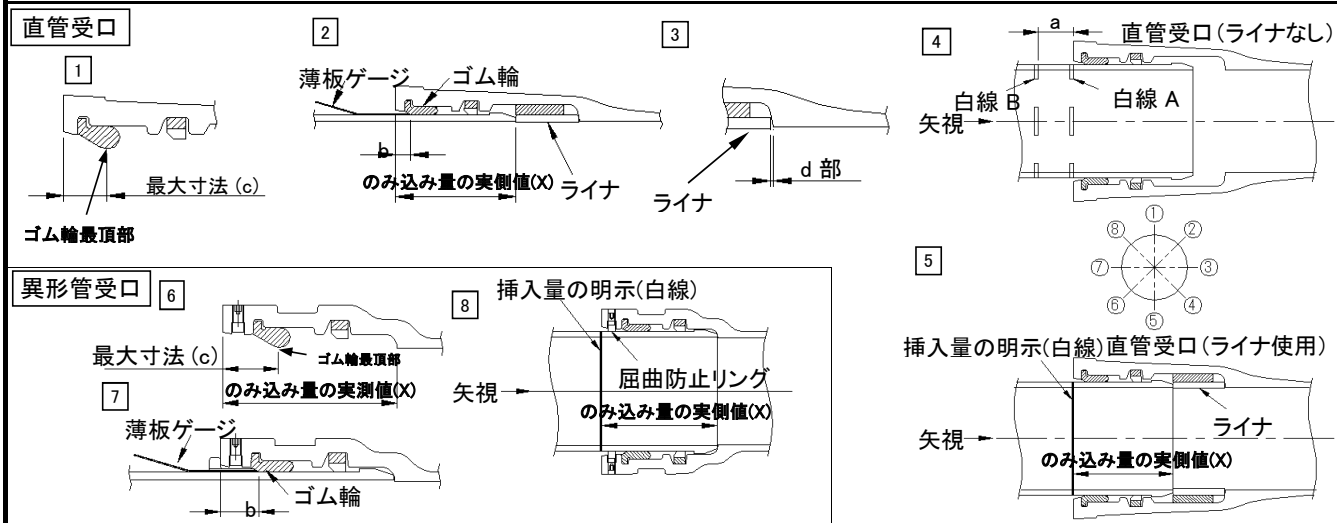
③受口端面～白線の間隔(a) : 呼び径 75～250A≤ 95mm
 呼び径300～700A≤107mm
 または胴付間隔(X) : 呼び径800～2600 X≤表2の値(接合要領書参照)

④ゴム輪の出入状態 : 同一円周上にA,CまたはA,B,Cが同時に存在しないこと。

NS形継手チェックシート(φ75～φ250)

令和 年 月 日

工事名		主任技術者	配管工
図面No.・測点			
呼び径			



管 No.										
管の種類										
略図／ライナ										
継手 No.										
清掃	← 接合要領書に従って、管を清掃したら「OK」を記入する。								—	
ロッキング・ロッキング心出し用ゴムの確認	← 受口溝内にロッキングおよびロッキング心出し用ゴムが正規の形でセットされていれば「OK」を記入する。								—	
ライナ位置の確認(d部) ^{※1}	← ライナと受口奥部の隙間に4.5mmの隙間ゲージが入らなければ「OK」を記入する。(ライナ使用直管受口の場合)								3	
挿し口の挿入量の明示(白線)	← のみ込み量の実測値(X)を白線で明示したら「OK」を記入する。(ライナ使用直管受口・異形管受口)								5 8	
受口端面～ゴム輪最頂部の最大寸法(c)	← 受口端面からゴム輪までの最大寸法(c)mmを記入する。								1 6	
滑 剤	← 接合要領書に従って、滑剤を塗布したら「OK」を記入する。								—	
明示した白線位置の確認 ^{※2}	← マーキング位置が全周にわたり受口端面まで挿入されていれば「OK」を記入する。								5 8	
薄板ゲージの 入り込み量(b) (ゴム輪の位置確認)	全周チェック	← 全周にわたって、間隔(b)が最大寸法(c)よりも小さければ「OK」を記入する。								2 7
	①									
	②									
	③									
	④	← 受口端面からゴム輪までの間隔(b)mmを記入する。								
	⑤									
	⑥									
	⑦									
受口端面～白線B 間隔(a)	①									
	③	← 受口端面から白線までの間隔(a)mmを記入する。(直管受口の場合)								4
	⑤									
	⑦									
屈曲防止リングの確認 ^{※3}	← 屈曲防止リングが挿し口外面に当たっていることを確認したら「OK」を記入する。(異形管受口の場合)								8	
判 定	← 全てのチェック項目を満足していれば「OK」を記入する。								—	

判定基準

受口端面～ゴム輪間隔(b) < 受口端面～ゴム輪最頂部の最大寸法(c)

※1 ライナが受口奥部に当たっている事を、4.5mmの隙間ゲージを用いて確認する。

※2 接合直後に、明示した白線が全周にわたり受口端面の位置にあるか確認する。

※3 屈曲防止用突部(直管挿し口の場合は挿し口外面)と屈曲防止リングの間に薄板ゲージが入らないこと。

NS形継手チェックシート(φ300～φ450)

令和 年 月 日

工事名				主任 技術者		配管工	
図面No・測点							
呼び径							

1 直管受口

ゴム輪最頂部 最大寸法(c) のみ込み量の実測値(X) ライナ ライナ d部

2 薄板ゲージ ゴム輪

b

3

d部

4

a 直管受口(ライナなし) 白線B 矢視 白線A

5 (直管挿し口を挿入する場合)

挿入量の明示(白線) ライナ のみ込み量の実測値(X)

6 (異形管挿し口を挿入する場合)

挿入量目安線(赤線) チェック位置(10mm以下のチェック) 受口端面 ライナ 白線(現地で明示した線)

7 異形管受口

バックアップリングの向き のみ込み量の実測値(X)

8

押輪～受口端面間隔 矢視 挿入量の明示(白線) のみ込み量の実測値(X)

9

挿入量の明示(白線) のみ込み量の実測値(X)

10

5mmを越える場合 5mm以下 0mm以下

11

挿入量の明示(白線) のみ込み量の実測値(X)

管 No.								
管の種類								
略図/ライナ								
継手 No.								
清掃	接合要領書に従って、管を清掃したら「OK」を記入する。							—
ロックリング・ロックリング心出し用ゴムの確認	受口溝内にロックリングおよびロックリング心出し用ゴムが正規の形でセットされていれば「OK」を記入する。							—
ライナ位置の確認(d部) ^{※1}	ライナと受口奥部の隙間に4.5mmの隙間ゲージが入らなければ「OK」を記入する。(ライナ使用直管受口の場合)							3
挿し口の挿入量の明示(白線)	のみ込み量の実測値(X)を白線で明示したら「OK」を記入する。(ライナ使用直管受口・異形管受口)							5 9
受口端面～ゴム輪最頂部の最大寸法(c)	受口端面からゴム輪までの最大寸法(c)mmを記入する。(直管受口・ライナ付直管受口の場合)							1
滑剤	接合要領書に従って、滑剤を塗布したら「OK」を記入する。							—
明示した白線位置の確認 ^{※2}	マーキング位置が全周にわたり受口端面まで挿入されていれば「OK」を記入する。(ライナ使用直管受口・異形管受口の場合)							5 9
挿し口の抜け出しチェック(異形管受口) ^{※3}	接合要領書に従って、挿し口が抜け出さないことを確認したら「OK」を記入する。							—
挿入量目安線(赤線)と受口端面間距離の確認(異形管挿し口) ^{※4}	挿入量目安線(赤線)と受口端面間距離が全周にわたり10mm以下であれば「OK」を記入する。							6
マーキング(白線)の明示(異形管挿し口) ^{※5}	全周にわたって、間隔(b)が最大寸法(c)よりも小さければ「OK」を記入する。(直管受口・ライナ付直管受口の場合)							6
薄板ゲージの入り込み量(b)(ゴム輪の位置確認)	全周チェック							
	①							
	②							
	③							
	④	受口端面からゴム輪までの間隔(b)mmを記入する。(直管受口・ライナ使用直管受口の場合)						2
	⑤							
	⑥							
	⑦							
受口端面～白線B間隔(a)	①							
	③	受口端面から白線までの間隔(a)mmを記入する。(直管受口の場合)						4
	⑤							
	⑦							
バックアップリングの向き ^{※6}	正規の向きおよび切断部が受口内面切欠き部をさけた位置にあれば「OK」を記入する。(異形管受口の場合)							7
ボルト・ナット	数	使用したT頭ボルトの本数を記入する。(異形管受口の場合)						—
	トルク(N・m)	T頭ボルトの締め付けトルクを記入する。(異形管受口の場合)						—
押輪～受口端面間隔 ^{※7}	①							
	③	押輪から受口端面までの間隔mmを記入する。(異形管受口の場合)						9
	⑤							
	⑦							
ゴム輪の出入り状態 ^{※8}	①							
	③	ゴム輪の出入り状態をA、B、Cで記入する。(異形管受口の場合)						10
	⑤							
	⑦							
判定	全てのチェック項目を満足していれば「OK」を記入する。							—

判定基準

受口端面～ゴム輪間隔(b) < 受口端面～ゴム輪最頂部の最大寸法(c)

※1 ライナが受口奥部に当たっている事を、4.5mmの隙間ゲージを用いて確認する。

※2 接合直後に、明示した白線が全周にわたり受口端面の位置にあるか確認する。

※3 挿し口を異形管受口に挿入し、ストッパを取り外した後、挿し口を上下左右前後に振って抜けにくいことを確認する。

※4 挿入量目安線(赤線)と受口端面間距離が全周にわたり10mm以下であるか確認する。

※5 挿し口外周へ受口端面位置の白線を表示したか確認する。

※6 バックアップリングの向き：テーパ部は挿し口端面側、切断部は受口内面切欠き部をさけた位置にあること。

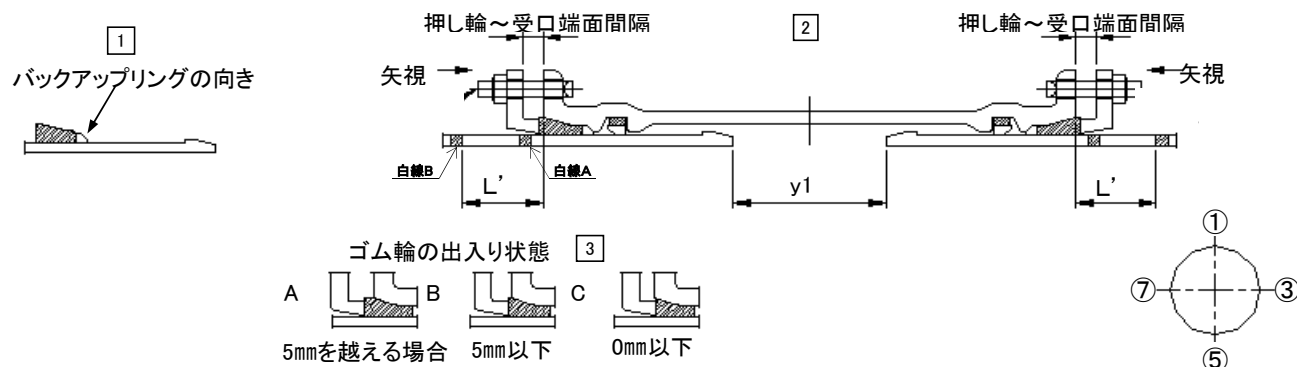
※7 押輪～受口端面間隔：最大値－最小値 ≤ 5mm(同一円周上)。

※8 ゴム輪の出入り状況：同一円周上にA、CまたはA、B、Cが同時に存在しないこと。

NS形継ぎ輪チェックシート(φ75～φ450)

令和 年 月 日

工事名		主任 技術者	配管工
図面No.・測点			
呼び径			



管 No																							
管の種類																							
略図																							
継手No																							
清掃	← 接合要領書に従って、管を清掃したら「OK」を記入する。																						
受口溝(ロックリング)の確認	← 受口溝内にロックリングおよびロックリング心出し用ゴムが正規の形でセットされていれば「OK」を記入する。																						
バックアップリングの向き※1	← 正規の向きおよび切断部が受口内面切欠き部をさけた位置にあれば「OK」を記入する。																						
両挿し口端の間隔(y1)※2	①		1. 白線表示の位置 2. 両挿し口端の間隔 (y1) 																				
	③	← 両挿し口端の間隔(y1)mmを記入する。(せめ配管の場合)																					
	⑤																						
	⑦																						
受口端面～白線Bの間隔(L')※3	①		単位mm <table border="1"> <tr><th>呼び径</th><th>21</th></tr> <tr><td>75</td><td>165</td></tr> <tr><td>100</td><td>170</td></tr> <tr><td>150</td><td>195</td></tr> <tr><td>200</td><td>195</td></tr> <tr><td>250</td><td>195</td></tr> <tr><td>300</td><td>230</td></tr> <tr><td>350</td><td>240</td></tr> <tr><td>400</td><td>240</td></tr> <tr><td>450</td><td>245</td></tr> </table>	呼び径	21	75	165	100	170	150	195	200	195	250	195	300	230	350	240	400	240	450	245
呼び径	21																						
75	165																						
100	170																						
150	195																						
200	195																						
250	195																						
300	230																						
350	240																						
400	240																						
450	245																						
	③	← 受口端面から白線までの間隔(L')mmを記入する。(順次配管の場合)																					
	⑤																						
	⑦																						
滑 剤	← 接合要領書に従って、滑剤を塗布したら「OK」を記入する。																						
ボルト・ナット	数	← 使用したT頭ボルトの本数を記入する。																					
	トルク(N・m)	← T頭ボルトの締め付けトルクを記入する。																					
押輪～受口端面間隔※4	①		単位mm <table border="1"> <tr><th>呼び径</th><th>y1</th></tr> <tr><td>75、100</td><td>220</td></tr> <tr><td>150～250</td><td>250</td></tr> <tr><td>300～450</td><td>300</td></tr> </table>	呼び径	y1	75、100	220	150～250	250	300～450	300												
呼び径	y1																						
75、100	220																						
150～250	250																						
300～450	300																						
	③	← 押輪から受口端面までの間隔mmを記入する。																					
	⑤																						
	⑦																						
ゴム輪の出入り状況※5	①		単位mm <table border="1"> <tr><th>呼び径</th><th>75</th><th>100</th><th>150～250</th><th>300</th><th>350、400</th><th>450</th></tr> <tr><td>L'</td><td>80</td><td>85</td><td>100</td><td>150</td><td>160</td><td>165</td></tr> </table>	呼び径	75	100	150～250	300	350、400	450	L'	80	85	100	150	160	165						
呼び径	75	100		150～250	300	350、400	450																
L'	80	85		100	150	160	165																
	③	← ゴム輪の出入り状況をA、B、Cで記入する。																					
	⑤																						
	⑦																						
判 定	← 全てのチェック項目を満足していれば「OK」を記入する。																						

判定基準

※1 バックアップリングの向き：テーパ部は挿し口端面側、切断部は受口内面切欠き部をさけた位置にあること。

※2 せめ配管する場合に記入すること。

※3 一方から順次配管する場合に記入すること。

※4 押輪～受口間隔：最大値-最小値≤5mm(同一円周上)

※5 ゴム輪の出入り状況：同一円周上にA、CまたはA、B、Cが同時に存在しないこと。

NS形直管チェックシート(φ 500～φ 1000)

令和 年 月 日

工事名											主任 技術者	配管工
図面No.・測点												
呼び径												

挿し口挿入、受挿し間隔調整

ボルトナット取付

7 の最大-最小値の許容値

単位:mm

呼び径	X
500	31
600	31
700	32
800	32
900	32
1000	33

3 バックアップリングの向き、分割部の位置

(1)

6 ゴム輪の出入り状態

A B C

5mmを超える場合 5mm以下 0mm以下

管 No.										
管の種類										
略 図										
継手No.										—
清 掃										—
挿入量の確認	①									1
	③									
	⑤									
	⑦									
受挿し隙間の調整										2
バックアップリングの向き、 分割部の位置※1	(1)									3
	(2)									
滑剤の塗布										—
押輪分割部の上下配置										—
ボルト・ナット	数									4
	トルク N・m									
押輪～受口間隔※2	①									5
	③									
	⑤									
	⑦									
ゴム輪の出入り状態※3	①									6
	②									
	③									
	④									
	⑤									
	⑥									
	⑦									
	⑧									
めくれ										
白線B～受口間隔※4	①									7
	③									
	⑤									
	⑦									
判 定										—

判定基準

※1 バックアップリングの向き、分割部の位置

(1)バックアップリングの羽根部がゴム輪側にあること。

(2)バックアップリング分割部とロックリング分割部が重ならないこと。

※2 押輪～受口間隔:最大値-最小値≤5mm(同一円周上)

※3 ゴム輪の出入り状態

(1)同一円周上にA、CまたはA、B、Cが同時に存在しないこと。

(2)ゴム輪の角部が押輪に乗り上げためくれ状態(右図)が存在しないこと。

※4 白線B～受口間隔:最大値-最小値≤X(X:上表参照)

図 接合不良の例

令和 年 月 日

NS形直管(ライナ使用)・異形管チェックシート($\phi 500 \sim \phi 1000$)

主任
技術者

配管工

工事名

図面No.・測点

呼び径

挿し口挿入、受挿し間隔調整

(X)

①~⑧

バックアップリングの向き、分割部の位置

(1)

(2)

ボルトナット取付

(X)

④ ⑤

ゴム輪の出入り状態

A B C

5mmを超える場合 5mm以下 0mm以下

管 No.	管の種類	略 図	
継手No.			—
清 掃	← 接合要領書に従って、管を清掃したら「OK」を記入する。		
挿し口の挿入量(X)の明示	← 接合要領書に従って、挿入位置をマーキングしたら「OK」を記入する。 []		
挿入量の確認※1	①	{ ← 現地で明示した白線上に受口端面があれば「OK」を記入す	[]
	③		[]
	⑤		[]
	⑦		[]
抜け出しチェック	← 挿し口を挿入後、管を大きく前後左右に振って抜け出さないことを確認し「OK」と記入。		
受挿し隙間の調整	← 受口端部の内側と挿し口外面の寸法が均等になるよう調整する。を調整したら「OK」を記入する。 []		
バックアップリングの向き、 分割部の位置※2	(1)	{ ← バックアップリング分割部和ロックリング分割部为重ならないことを確認し「OK」を記	[]
	(2)		[]
滑剤の塗布	← 接合要領書に従って、滑剤を塗布したら「OK」を記入する。 []		
押輪分割部の上下配置	← 接合要領書に従って、分割部が上下に配置されていることを確認したら「OK」を記 —		
ボルト・ナット	数	{ ← 締め付けたボルトの本数(本)を記入する。 []	[]
	トルク N·m		
押輪～受口間隔※3	①	{ ← 押輪ー受口の間隔(mm)を記入する。 []	[]
	③		[]
	⑤		[]
	⑦		[]
ゴム輪の出入り状態※4	①	{ ← ゴム輪の出入り状態をA、B、Cで記入する。 []	[]
	②		[]
	③		[]
	④		[]
	⑤		[]
	⑥		[]
	⑦		[]
	⑧		[]
めくれ	← 全周にわたり、下図のような めくれ が無いことを確認し、「OK」を記入する。 []		
判 定	← 全てのチェック項目を満足していれば「OK」を記入する。 []		

判定基準

※1 挿入量確認:現地で明示した白線上に受口端面があること。

※2 バックアップリングの向き、分割部の位置

(1)バックアップリングの羽根部がゴム輪側にあること。

(2)バックアップリング分割部とロックリング分割部が重ならないこと。

※3 押輪～受口間隔:最大値-最小値 $\leq 5\text{mm}$ (同一円周上)

※4 ゴム輪の出入り状態

(1) 同一円周上にA、CまたはA、B、Cが同時に存在しないこと。

(2) ゴム輪の角部が押輪に乗り上げたためくれ状態(右図)が存在しないこと。

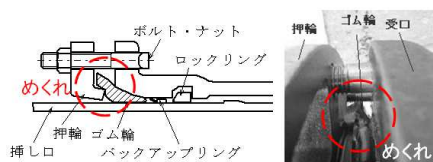
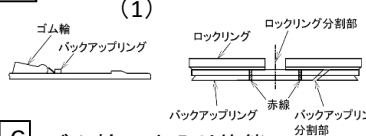


図 接合不良の例

NS形継ぎ輪チェックシート(φ 500～φ 1000)				令和 年 月 日	
工事名				主任 技術者	配管工
図面No.・測点					
呼び径					

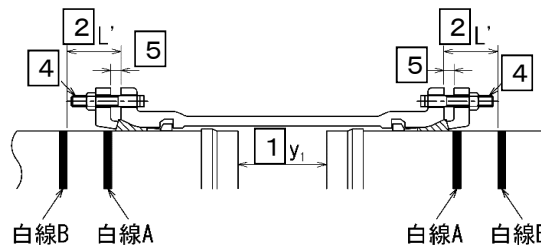
3 バックアップリングの向き、分割部の位置

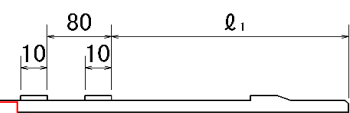
(1)



(2)





管 No.																								
管の種類																								
略 図																								
継手No.	—																							
清 掃	← 接合要領書に従って、管を清掃したら「OK」を記入する。																							
両挿し口端の間隔 (y ₁)	① ③ ⑤ ⑦	← せめ配管の場合に記入する。	備考 線表示の位置 																					
受口端面～白線の間隔 (L')	① ③ ⑤ ⑦	← 一方から順次配管する場合に記入する。	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>呼び径</th> <th>l₁ (mm)</th> </tr> <tr> <td>500</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>600</td> <td>237</td> </tr> <tr> <td>700</td> <td>265</td> </tr> <tr> <td>800</td> <td>268</td> </tr> </table>	呼び径	l ₁ (mm)	500	220	600	237	700	265	800	268											
呼び径	l ₁ (mm)																							
500	220																							
600	237																							
700	265																							
800	268																							
受挿し隙間の調整	← 受口端面の内側と挿し口外面の寸法が均等になるよう調整する。を調整したら「OK」を記入する。																							
バックアップリングの向き、分割部の位置※1	(1) (2)	← 羽根部がゴム輪側にあることを確認し、「OK」を記入する。 ← バックアップリング分割部とロックリング分割部が重ならないことを確認し、「OK」を記入する。																						
滑剤の塗布	← 接合要領書に従って、滑剤を塗布したら「OK」を記入する。																							
押輪分割部の上下配置	← 接合要領書に従って、分割部が上下に配置されていることを確認したら「OK」を記入する。																							
ボルト・ナット	数 トルク N・m	← 締め付けたボルトの本数(本)を記入する。 ← T頭ボルトの締め付けトルクを記入する。																						
押輪～受口間隔※2	① ③ ⑤ ⑦	← 押輪～受口の間隔(mm)を記入する。	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>呼び径</th> <th>y₁ (mm)</th> <th>L' (mm)</th> </tr> <tr> <td>500</td> <td>260</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>600</td> <td>260</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>700</td> <td>300</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>800</td> <td>305</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>900</td> <td>305</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>1000</td> <td>310</td> <td>103</td> </tr> </table>	呼び径	y ₁ (mm)	L' (mm)	500	260	105	600	260	105	700	300	87	800	305	98	900	305	98	1000	310	103
呼び径	y ₁ (mm)	L' (mm)																						
500	260	105																						
600	260	105																						
700	300	87																						
800	305	98																						
900	305	98																						
1000	310	103																						
ゴム輪の出入り状態※3	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧	← ゴム輪の出入り状態をA、B、Cで記入する。																						
判 定	← 全周にわたり、下図のような めくれ がないことを確認し、「OK」を記入する。 ← 全てのチェック項目を満足していれば「OK」を記入する。																							

判定基準

※1バックアップリングの向き、分割部の位置

- (1)バックアップリングの羽根部がゴム輪側にあること。
 (2)バックアップリング分割部とロックリング分割部が重ならないこと。

※2 押輪～受口間隔: 最大値－最小値 ≤ 5mm (同一円周上)

※3 ゴム輪の出入り状態

- (1)同一円周上にA、CまたはA、B、Cが同時に存在しないこと。
 (2)ゴム輪の角部が押輪に乗り上げためくれ状態(右図)が存在しないこと。

注) 両挿し口端の間隔(y₁)は、一方から配管する場合には記入不要。
 L' (受口端面～白線の間隔)は、せめ配管の場合には記入不要。

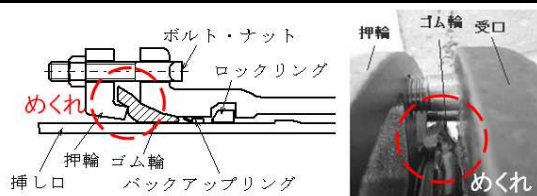


図 接合不良の例

主任 技術者	配管工

注) P-Linkの場合は受口端面からの直部長さを4 a寸法を記入する。

工事名	
図面No.・測点	
呼び径	

主任 技術者	配管工

[illegible]

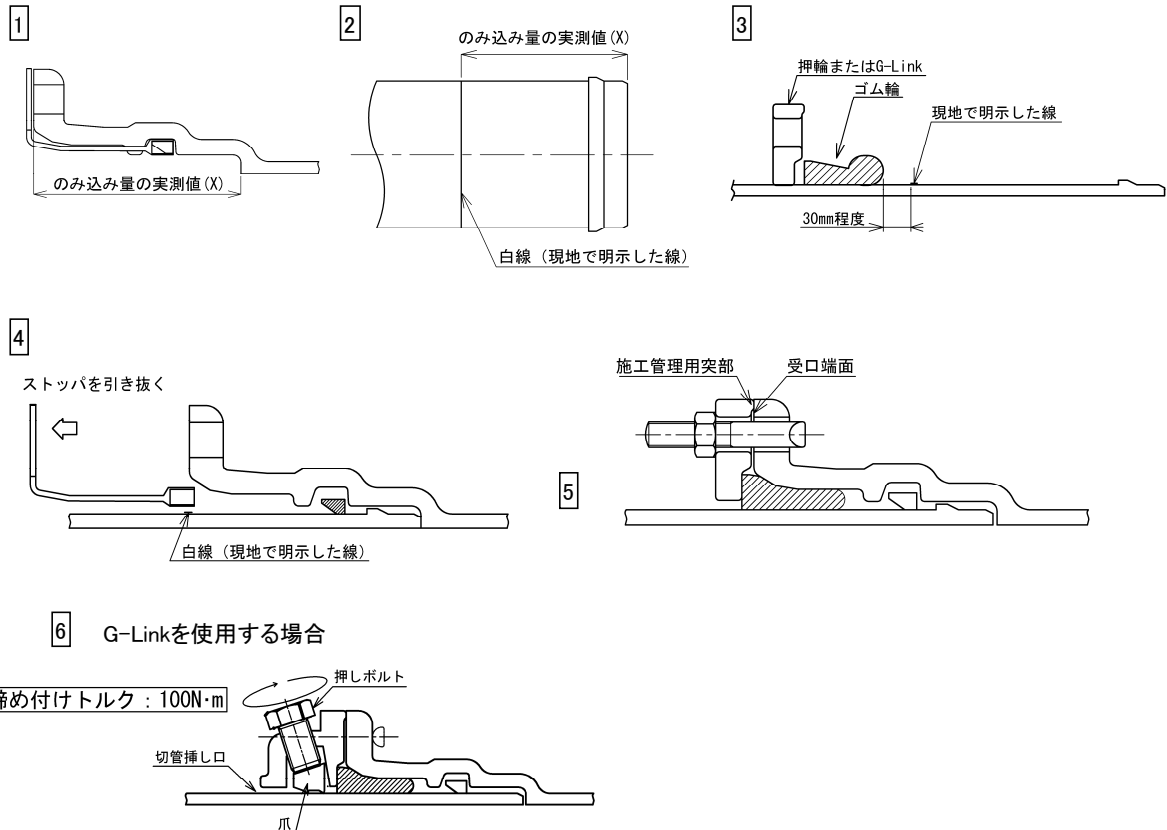
角度数値は(+)が水平方向は受口に向かって右、垂直方向は鉛直上方向にそれぞれ屈曲していることを示す。

GX形継手 チェックシート(異形管・G-Link)

令和 年 月 日

工事名	
図面No.・測点	
呼び径	

主任 技術者	配管工



管 No.									
管の種類									
略図									
継手 No.									—
挿し口突部の有無 ^{注)}	挿し口突部の「有」「無」の区分を記入する。※挿し口突部が「無」の場合には、G-Linkもしくは挿し口リングを使用する。								—
清掃・異物の除去	接合要領書に従って、管を清掃したら「OK」を記入する。								—
ロックリング、ストップの確認	接合要領書に従って、ロックリングおよびストップを確認したら「OK」を記入する。								—
挿し口の挿入量の明示	のみ込み量の実測値(x)を明示したら「OK」を記入する。								12
爪、押ボルトの確認(G-Link)	接合要領書に従って、爪および押しボルトを確認したら「OK」を記入する。(G-Linkの場合)								—
ゴム輪、押輪またはG-Linkの確認	接合要領書に従って、ゴム輪、押輪またはG-Linkの順序と向きを確認したら「OK」を記入する。								3
滑 剤	接合要領書に従って、滑剤を塗布したら「OK」を記入する。								—
ストップの引き抜き	ストップを引き抜いたら「OK」を記入する。								4
抜け出しチェック(挿し口突部有り)※2	接合要領書に従って、挿し口が抜け出さないことを確認したら「OK」を記入する。								—
T頭ボルト	本数	締め付けたT頭ボルトの本数(本)を記入する。							5
受口端面～ 施工管理用突部 の隙間 ※1	箇所数	押輪の施工管理用突部と受口端面の隙間を隙間ゲージで確認した箇所数(箇所)を記入する。							5
	隙間ゲージ 確認	接合要領書に従って、隙間のないことを隙間ゲージで確認したら「OK」を記入する。							
押しボルト	本数	締め付けた押しボルトの本数(本)を記入する。(G-Linkの場合)							6
	トルク確認	押しボルトを規定のトルク(100N・m)で締め付ければ「OK」を記入する。(G-Linkの場合)							
判 定	全てのチェック項目を満足していれば「OK」を記入する。								—
備 考									

判定基準 ※1 受口端面と押輪またはG-Linkの施工管理用突部との間に0.5mm以上の隙間がないこと。

※2 挿し口を異形管受口に挿入し、ストップを取り外した後、挿し口を上下左右前後に振って抜けないことを確認する。

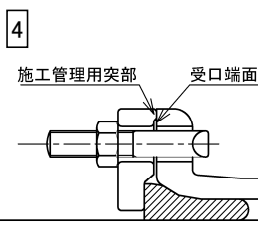
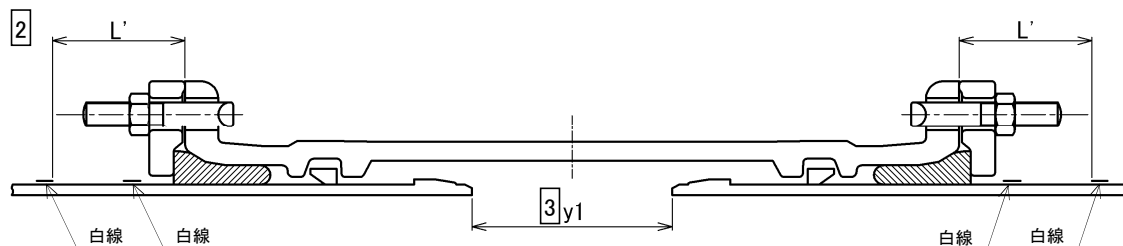
注) 挿し口突部のない挿し口を異形管受口と接合する場合は、G-Linkを使用すること。

GX形継手 継ぎ輪チェックシート

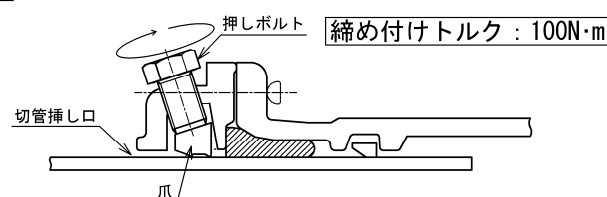
令和 年 月 日

工事名	
図面No.・測点	
呼び径	

主任 技術者	配管工



5 G-Linkを使用する場合



管 No.				
管の種類				
略図				
継手 No.				
挿し口突部の有無 ^{注1)}		挿し口突部の「有」「無」の区別を記入する。※挿し口突部が「無」の場合には、G-Linkもしくは挿し口リングを使用する。		
清掃・異物の除去		接合要領書に従って、管を清掃したら「OK」を記入する。		
白線A,Bの明示		白線A,Bを明示したら「OK」を記入する。(切管挿し口に接合する場合)		
爪、押しボルトの確認(G-Link)		接合要領書に従って、爪および押しボルトを確認したら「OK」を記入する。(G-Linkの場合)		
ゴム輪、押輪またはG-Linkの確認		接合要領書に従って、ゴム輪、押輪またはG-Linkを確認したら「OK」を記入する。φ1		
滑 剤		接合要領書に従って、滑剤を塗布したら「OK」を記入する。		
ロックリング、ストッパの確認		接合要領書に従って、ロックリングおよびストッパを確認したら「OK」を記入する。		
ストッパの引き抜き		ストッパを引き抜いたら「OK」を記入する。		
受口端面～ 白線の間隔 (L') ^{注2)}	①			
	③			
	⑤			
	⑦			
両挿し口端の 間隔 (y1) ^{注2)}	①			
	③			
	⑤			
	⑦			
T頭ボルト	本数		締め付けたT頭ボルトの本数(本)を記入する。	
受口端面～ 施工管理用突部 の隙間 ※	箇所数		押輪の施工管理用突部と受口端面の隙間を隙間ゲージで確認した箇所数(箇所)を記入する。	
	隙間ゲージ 確認		接合要領書に従って、隙間のないことを隙間ゲージで確認したら「OK」を記入する。	
押しボルト	本数		締め付けた押しボルトの本数(本)を記入する。(G-Linkの場合)	
	トルク確認		押しボルトを規定のトルク(100N・m)で締め付ければ「OK」を記入する。(G-Linkの場合)	
判 定		全てのチェック項目を満足していれば「OK」を記入する。		
備 考				

単位mm

呼び径	φ1+80
75	240
100	245
150	265
200	275
275	275
300	305
350	315
400	320
450	325

(i) 一方から順次配管していく場合

単位mm

呼び径	L'
75	90
100	95
150	110
200	120
250	120
300	135
350	145
400	150
450	155

(ii) せめ配管の場合

単位mm

呼び径	L'
75	130
100	200
150	240
200	250
250	250
300	300
350	300
400	300
450	300

判定基準 ※ 受口端面と押輪またはG-Linkの施工管理突部との間に0.5mm以上の隙間がないこと。

注1) 挿し口突部の無い挿し口を異形管受口と接合する場合は、G-Linkを使用すること。

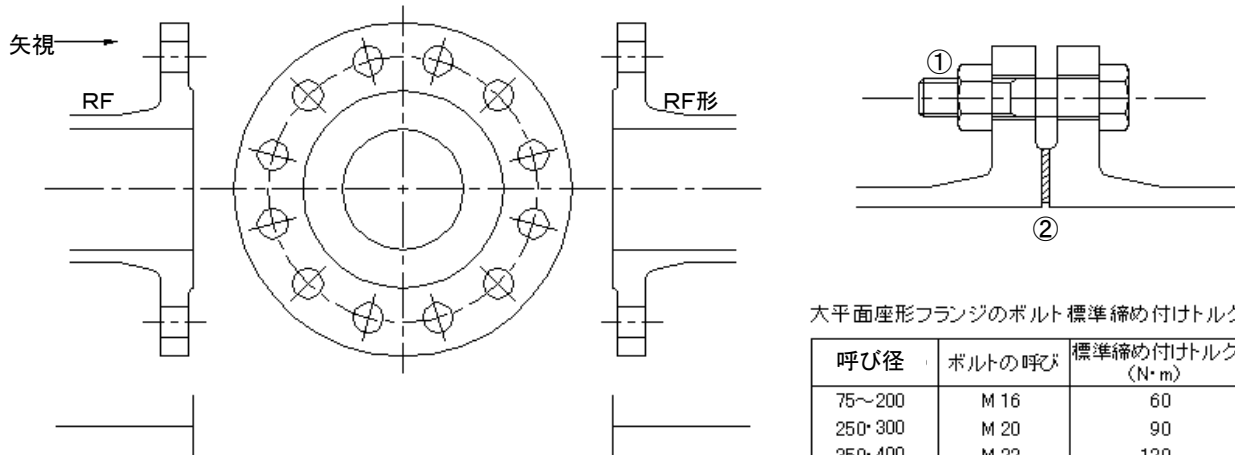
注2) 一方から順次配管していく場合にはL'寸法、せめ配管の場合はy1寸法を記入すること。

大平面座形フランジ継手チェックシート

令和 年 月 日

工事名	
図面No.・測点	
呼び径	

主任 技術者	配管工



大平面座形フランジのボルト標準締め付けトルク

呼び径	ボルトの呼び	標準締め付けトルク (N・m)
75～200	M 16	60
250・300	M 20	90
350・400	M 22	120
450～600	M 24	260

注) 呼び径700以上については、接合要領書巻末に参考値を掲載。

管 No.							
管の種類							
略 図							
継 手 No.							
清 掃	← 接合要領書に従って、清掃したら「OK」を記入する。						
接着剤使用の有無	← ガasketの仮止めに接着剤を使用したら「有」、使用しなければ「無」を記入する。						
①ボルト	数	← 使用した六角ボルトの本数を記入する。					
	トルク (N・m)	← 六角ボルトの締め付けトルクを記入する。					
②ガスケットの位置		← フランジ面の平行にかたよりなく接合されていること、およびガスケットの位置がずれていなければ「OK」を記入する。					
判 定		← 全てのチェック項目を満足していれば「OK」を記入する。					

判定基準 ①ボルトの締め付けトルク : 表の標準締め付けトルクによる。

②ガスケットの位置 : フランジ面の平行にかたよりなく接合されていること、およびガスケットのずれがないこと。

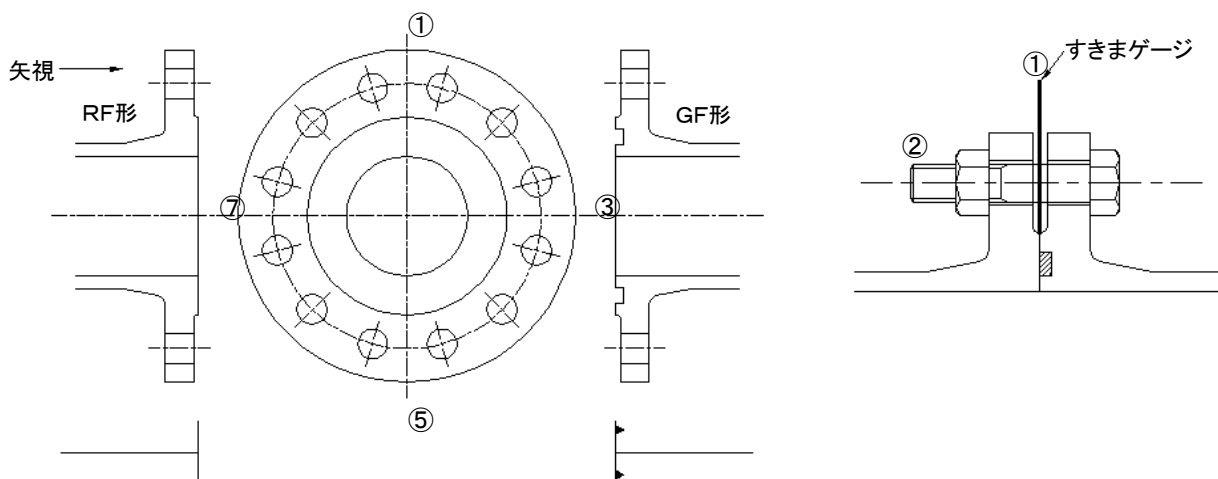
溝形フランジ継手チェックシート(メタルタッチの場合)

令和 年 月 日

工事名	
図面No.・測点	
呼び径	

主任 技術者	配管工

呼び圧力



管 No.							
管の種類							
略 図							
継 手 No.							
清 掃	← 接合要領書に従って、清掃したら「OK」を記入する。						
接着剤使用の有無	← ガasketの仮止めに接着剤を使用したら「有」、使用しなければ「無」を記入する。						
①すきまゲージ (1mm厚)に よるチェック	①						
	③	← フランジ面間のすきまに1mm厚のすきまゲージが入らなければ「OK」を記入する。					
	⑤						
	⑦						
②ボルト	数	← 使用した六角ボルトの本数を記入する。					
	トルク (N・m)	← 六角ボルトの締め付けトルクを記入する。					
判 定	← 全てのチェック項目を満足していれば「OK」を記入する。						

判定基準 ①すきまゲージによるチェック : フランジ面間に1mm厚のすきまゲージが入らないこと。
 ②ボルトの締め付けトルク : 60N・m以上

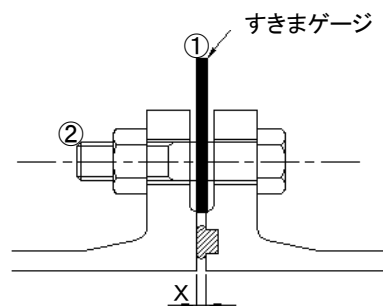
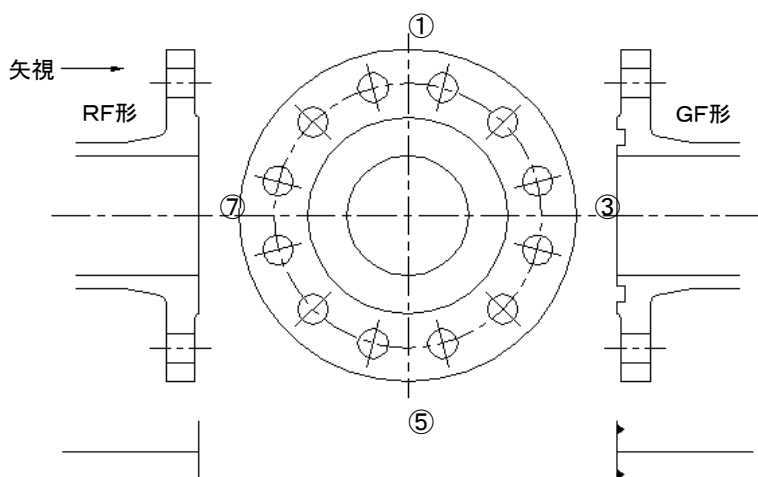
溝形フランジ継手チェックシート(メタルタッチでない場合)

令和 年 月 日

工事名	
図面No.・測点	
呼び径	

主任 技術者	配管工

呼び圧力



メタルタッチでない溝形フランジの標準間隔

呼び径	標準間隔	
	下限	上限
75～900	3.5	4.5
1000～1500	4.5	6.0
1600～2400	6.0	8.0
2600	7.5	9.5

注) 標準間隔は上図のX寸法をいう。

管 No.							
管の種類							
略 図							
継 手 No.							
清 掃	← 接合要領書に従って、清掃したら「OK」を記入する。						
接着剤使用の有無	← ガasketの仮止めに接着剤を使用したら「有」、使用しなければ「無」を記入する。						
①すきまゲージ (上限用と下限用) によるチェック	①						
	③	← フランジ面間のすきまに、上限用のすきまゲージが挿入できず、下限用のすきまゲージが挿入できれば「OK」を記入する。					
	⑤						
	⑦						
②ボルト	数	← 使用した六角ボルトの本数を記入する。					
	ゆるみ チェック	← 六角ボルトが容易にゆるまなければ「OK」を記入する。					
判 定	← 全てのチェック項目を満足していれば「OK」を記入する。						

判定基準 ①すきまゲージによるチェック : 表にある上限用のすきまゲージが挿入できず、下限用のすきまゲージが挿入できること。
 ②ボルトのゆるみチェック : 容易にゆるまないこと。

給水装置新設

排水設備新設

工事台帳

様式 2 3

岩見沢市長 松 野 哲 様

施 工 年 度：令和〇〇年度

工 事 番 号：8599号

工 事 名：〇〇線配水管布設工事

令和 年 月 日

工 事 場 所 見 取 図

- ・方位を入れること
- ・工事場所は赤書きすること

配水系統	第1(低区)配水池	受付年月日		受付番号	
水道番号	11223344	給水方法			
設 及 置 使 場 用 所 者	住 所 春日町25丁目26－3	種 別			
	フリガナ 効ハシ タロウ 氏 名 高橋 太郎 印	用 途			
所 有 者	住 所 同上	口 径 φ	メーカ－	器 番	
	フリガナ ドウジョウチガ バアイ カントクイン キョウギ 氏 名 同上(違う場合は監督員と協議) 印	コード長		業 者 番 号	
		取付年月日		有効年月	

上記申請者に手続きを行わせることを承諾します。

令和 年 月 日

氏 名

印

メーター 取付位置	前	m	左	m	取付 指針	上	m ³	検定時 指針	上	m ³	現況水圧 Mpa	残留塩素 mg/l
	後	m	右	m		下	m ³		下	m ³		
施工業者名	(株)高橋水道設備 印					開栓		閉栓		公共下水道		
						着手年月日				完成年月日		
(給)現場代理人	高橋 次郎 印					水道検定				印		
(排)責任技術者	印					下水道検定				印		

※ 技能者とは、水道法施行規則第36条第2項に規定する技能を有する者をいう。

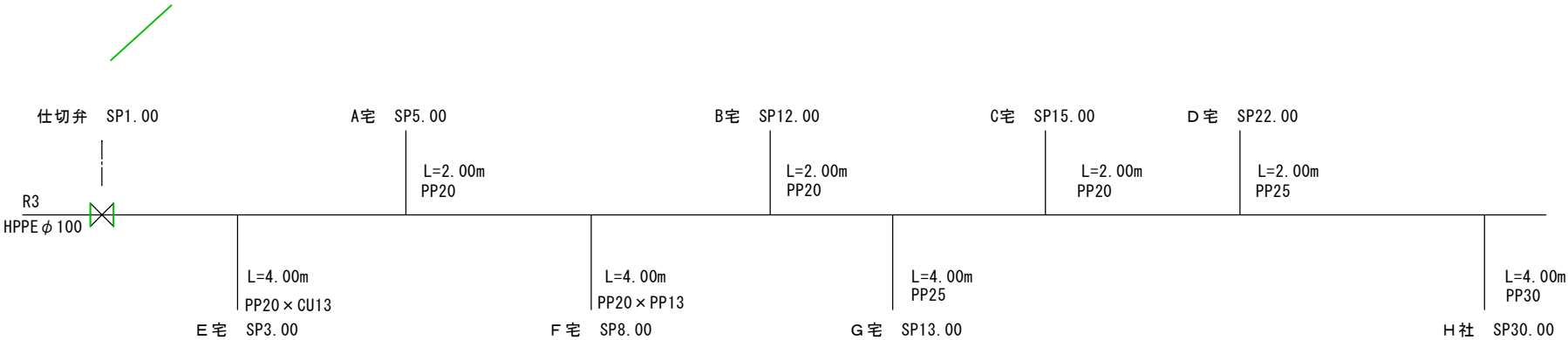
※裏面に施工した給水の分水位置、管径等が明確にわかるように、受信器・仕切弁・雨水桝・雨水人孔・汚水人孔等からのオフセットを記載した平面図及び配管図等を記載すること。

※既設給水管との接続位置を明確に記載すること(境界から民地側0.5m、境界から道路側0.8m等)

給水台帳平面図 (A3、non-scale)

工事や修繕で縦断的に配水管を布設したことによって給水管をやり替えた際は、水道番号1件毎に、給水管概要図と給水台帳を作成する

目印となる【見える仕切弁・空気弁】のSPを1か所以上必ず記入



年 度	令和 年度	
路 線 名		
工 事 名		
図 面 名	給 水 台 帳 平 面 図	
備 考	non-scale	図 面 番 号
設 計 年 月 日	令和 年 月 日	

※平面図にも、本管ラインと給水管ラインは朱書き

仕 切 弁 台 帳

仕切弁位置	弁番号	X座標	Y座標

設 場	置 所					
設置年月						
弁番号						
弁口径	mm	mm	mm	mm	mm	
キャップ深	m	m	m	m	m	
管中心深	m	m	m	m	m	
開閉の状態						
弁機能						
弁種類						
施工年度						
工事番号						
工 事 名						
図面対象番号		— —				

変更施工計画書表紙（兼 変更・追加履歴）

主任監督員	監督員

受 注 者 〇〇建設株式会社

現場代理人 〇〇 〇〇

工事番号 〇〇〇〇

工 事 名 〇〇線配水管布設工事

No.	提出年月日	主な事由	変更・追加対象の項目
1	2020. 5. 10	当初	
2	2020. 5. 30	下請業者決定	現場組織表、指定機械、主要資材
3	2020. 6. 1	進捗状況報告	計画工程表
4	2020. 6. 10	第 1 回設計変更	工事概要、計画工程表、施工方法、施工管理計画
5	2020. 6. 20	下請工期変更	現場組織表
6	2020. 7. 1	進捗状況報告	計画工程表
7	2020. 7. 20	第 2 回設計変更	工事概要、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画
8	施工計画書の変更・追加が発生した主な理由を簡 変更・追加した書類が分類される施工計画書の項目を記載する。		
9			
10	本様式は、施工計画の内容に変更があった際の、変更施工計画書の表紙に当たるものである。本様式に変更・追加分の施工計画書を添付し、提出すること。 当初提出した施工計画書をNo.1 とし、それ以降、変更や追加があった順に整理する。今回提出する部分を赤色で着色する。		
11			
12			

立 会 願

令和 年 月 日

(主任監督員) 様

(受注者名)
現場代理人

下記項目について、立会をお願いします。

工 事 名					
項 目	内 容				
希 望 日 時	令和 年 月 日 時 分				

上記項目について、令和 年 月 日 時に立会を実施します。

令和 年 月 日

印字OK

印字NG

印字NG

枠内印字NG

(監督員) 印

実施日時	令和 年 月 日 時 分から	実施者名	
------	----------------	------	--

(主 旨)

本様式は、設計図書において現場代理人が工事監督員の立会を受ける必要がある場合に、工事監督員に提出するものである。

- 注 1 本様式は現場代理人が保管することとし、工事監督員はその写しを受け取ること。
- 2 立会いの内容については、工事施工協議簿にて明らかにすること。

参 考 資 料

- 参考 ～ 1 工事案内図
参考 ～ 2 同意書（給水管不接続）

住民のみなさまへ

岩見沢市水道部水道課
〇〇〇〇株式会社

水道工事のお願い

日頃より、岩見沢市道路事業につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
この度、下記工事を施工する事となりましたのでお知らせいたしますとともに、工事中は、別図のとおり交通規制（車輛：通行止め、歩行者：通行可、夜間：交通解放）を行いますので、ご協力をお願い申し上げます。
また、工事期間中は、隣接する住民のみなさまには、車輛の移動等何かとご不便やご迷惑をお掛けいたしますが、重ねてご理解とご協力をお願い申し上げます。
なお、ご不明な点、お気付きの点等がございましたら下記まで連絡願います。

記

1. 工 事 名 : 〇〇線配水管布設工事
2. 施 工 箇 所 : 〇条〇丁目～〇条〇丁目（市道〇〇〇線）
3. 施 工 期 間 : 自 令和〇〇年〇月〇日（施工開始予定）
至 令和〇〇年〇月〇日
4. 作 業 時 間 : 〇時〇〇分 ～ 〇時〇〇分
（作業時間については、天候及び作業内容により変更することがあります。）
5. 連 絡 先
施 工 業 者 : 〇〇会社 〇〇〇〇
担当 現場代理人名（名字のみ）
Tel 〇〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇
- 発 注 者 : 岩見沢市水道部水道課
担当 監督員名・主任監督員名（どちらとも名字のみ）
Tel 0 1 2 6－2 3－4 1 1 1 （内線 2 5 4 3・2 5 4 4）

注）項目及び内容については、記載のとおりとする。
____線部及び〇〇部は、工事に合わせてその都度変更する事。
施工予定期間については工期ではなく、開始日は実際の工事施工期間（測量含む）とし、終了日は工期までとする。

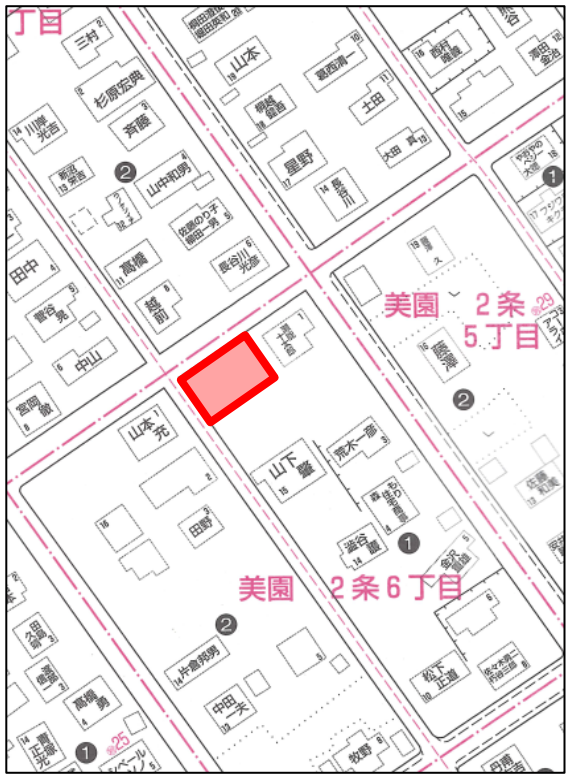
工事施工箇所図



注）記載事項については、工事の区間及び交通規制を行う箇所を明示する事。
位置図に使用する原図及び縮尺は、任意とする。

同意書

岩見沢市水道部 殿



住所
岩見沢市●●1丁目1番地

上記の土地について、配水管更新工事の際、給水管の繋ぎ替えを行わないことに同意します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印